

平成29年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I 議案補充説明

ページ

| | |
|---------------------------------|---|
| 議案第129号 損害賠償の額の決定及び和解について | 1 |
|---------------------------------|---|

II 請願説明

| | |
|--|--|
| 請願第36号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めるについて | |
| 請願第37号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めるについて | |
| 請願第38号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めるについて | |
| 請願第39号 防災対策の充実を求めるについて | |
| 請願第40号 小学校1年生から段階的に25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めるについて | |

III 所管事項説明

| | |
|--|----|
| 1 「『平成29年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答（教育委員会関係）について | 2 |
| 2 県立高等学校の活性化について | 4 |
| 3 学力向上の取組について | 9 |
| 4 県外からの県立高等学校への入学志願の検討状況について | 17 |
| 5 三重県いじめ防止条例（仮称）について | 20 |
| 6 三重県部活動ガイドラインの策定について | 28 |
| 7 平成30年度全国高等学校総合体育大会300日前イベントについて | 32 |
| 8 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成28年度分） | 35 |
| 9 指定管理者選定の進捗状況について | 45 |
| 10 審議会等の審議状況について | 48 |

平成29年10月10日
教育委員会

議案第129号

損害賠償の額の決定及び和解について

1 概要

平成29年6月1日、県立久居農林高等学校敷地内の樹木が、強風により隣接した駐車場に設置されているフェンス上部に倒れ、フェンスを損傷した事故について、以下のとおり損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

3 損害賠償の額

48,351円

4 損害賠償の内容

フェンス修理費用

1 「『平成29年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答
(教育委員会関係)について

【教育警察常任委員会】

| 施策番号 | 施策名 | 主担当部局名 | 委員会意見 | 回答 |
|------|-----------------------|--------|---|--|
| 221 | 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 | 教育委員会 | <p>子どもたちが授業のどういったところを理解できていないかを見極め、授業改善につなげていくことが大事であり、学力向上のためには、早い段階からの授業への理解を積み上げることに取り組まれたい。</p> <p>また、全国学力・学習状況調査の結果公表促進においては、過度な競争とならないよう努められたい。</p> | <p>本県では、小4から中3において、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの各学校での自校採点をとおして、子どもたちがどこを理解できていないのかについて、系統的かつ早期に分析、把握しています。さらに、課題に応じたワークシートの活用をとおして学力の定着を図っています。今年度の全国学力・学習状況調査の総合的な分析結果に基づき、学校ごとの課題解決のための、市町教育委員会と連携した学校訪問の実施、学力の定着に向けた家庭学習の取組の促進などをとおして、学校の取組を支援していきます。</p> <p>全国学力・学習状況調査の結果の公表は全市町で行っています。公表にあたっては、単に学校ごとの平均正答数等の数値のみを並べるなど過度な競争につながるものではなく、児童生徒質問紙調査および学校質問紙調査の結果とあわせて分析結果および改善方策を示すなど、学習状況の改善につながるものとともに、家庭・地域住民に情報共有し、学校、家庭、地域が一体となった学力向上に向けた取組につなげるよう、各市町教育委員会に働きかけています。</p> |
| 224 | 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 | 教育委員会 | 就労にかかる企業の理解が進んでいないところもあり、障がい者手帳を所持していない生徒の就労に向けて、他部局や関係機関と連携して取り組まれたい。 | <p>生徒の就職支援を図るため、環境生活部、雇用経済部、関係機関と連携して経済団体への就職・採用等に関する要請を実施しています。</p> <p>また、発達障がい等があり、高卒求人への応募が難しいと考えられる県立高等学校の生徒が進路実現を果たすことができるよう、県教育委員会が開拓した受入事業所や生徒の希望を受けて高等学校が開拓した受入事業所における就業体験を実施しています。</p> <p>さらに、生徒の進路選択・進路決定につなげるため、生徒の希望に応じたハローワークによる求人情報の提供や、地域若者サポートステーションによる相談などを実施する進路相談会を開催しています。</p> <p>今後も、関係部局・機関と連携して取り組んでいきます。</p> |

| 施策番号 | 施策名 | 主担当部局名 | 委員会意見 | 回答 |
|------|---------------------|--------|---|---|
| 225 | 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり | 教育委員会 | <p>通学路の安全対策においては、警察や道路管理者とも連携し、子どもたちが危険と感じるところをしっかりと把握しながら、ハードだけではなくソフトの部分で、PTAや地域の協力も得ながら取り組まれたい。</p> <p>子どもの電話相談など、学校だけでは対応できない部分を担い、子どもたちのために頑張っている団体等との連携を強められたい。</p> | <p>県教育委員会では、通学路安全対策アドバイザー（警察官OB）および事故防止アドバイザー（警察事務官OB）をそれぞれ1名委嘱し、学校等からの派遣要請に応じて、警察や道路管理者とともに合同点検を行っています。学校においては、PTAや地域のボランティアからなるスクールガード等の団体が、通学路の危険箇所を定期的に点検し、学校への情報提供を行うなどの活動を行っています。</p> <p>今後も、PTAや地域のボランティア団体等の活動状況について把握するとともに、アドバイザーの派遣を通じて学校と一緒に協力して通学路の安全を守る活動が行われるよう、指導・助言を行っていきます。</p> |
| 226 | 地域に開かれ信頼される学校づくり | 教育委員会 | 地域未来塾において、環境にとらわれず学習の機会を得ることが必要な子どもたちが参加しやすくなるよう、市町への事例紹介など、工夫してより良いものとなるよう努められたい。 | <p>県教育委員会では、いのちの電話およびチャイルドラインから相談の状況について情報提供を受けるとともに、両団体が作成する子ども向けのリーフレット等を夏休み前に配り、子どもに周知しています。</p> <p>総合教育センターでいじめに関する24時間の電話相談を行っており、特に命にかかるような状況では関係機関と情報共有を図るなど連携体制を取っています。</p> <p>子どもたちの心のケアを進めるため、引き続き、電話相談等の支援を行っている団体等と情報を共有するとともに、メール等を活用した子どもたちが利用しやすい相談方法について協議していきます。</p> <p>地域の人材を活用した学習支援等、市町教育委員会が工夫して行っている取組を把握して取りまとめ、市町教育長会議、研修などの場を通じて市町教育委員会に情報を提供していきます。</p> |

2 県立高等学校の活性化について

1 県立高等学校活性化計画の概要

(1) 計画期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間

(2) 計画のポイント

- ① これからの中等教育で必要とされる資質・能力を育む観点を重視し、次期学習指導要領で位置づけられる「主体的・対話的で深い学びの実現」や「カリキュラム・マネジメント」の考え方をふまえた取組を位置づけたこと
- ② 人口減少や生徒数の大幅な減少が見込まれる中、高等学校活性化の取組に、地方創生、地域の担い手育成の視点を取り入れたこと
- ③ 1 学年 2 学級（3 学級もこれに準じる）の高等学校については、地域が一体となって活性化を図る枠組みを設けたこと

2 小規模校の活性化

(1) 1 学年 3 学級以下の高等学校の活性化の枠組み

各県立高等学校では、活性化計画に基づき取組を進めていますが、1 学年 3 学級以下の小規模な高等学校では、地域の状況、学校・学科の特色などをふまえ、市町関係者、地元産業界、小中学校および高等学校の保護者・教員等で構成する協議会（学校別協議会）を設置し、「活性化プラン」を策定して、関係者が一体となって活性化に取り組むこととしています。

活性化の取組期間は、3 年間を原則とし、入学者の状況や生徒の進路実現の状況、活性化の取組など、その活動と成果について毎年度検証を行い、工夫と改善を加えるとともに、3 年経過後に、その後の方向性を検討します。

協議会を設置して、活性化に取り組んでいる高等学校は次のとおりです。

1 学年 2 学級 あけぼの学園、飯南、昂学園、鳥羽、水産の 5 校

1 学年 3 学級 白山、志摩、南伊勢〔南勢・度会〕、紀南の 4 校（5 校舎）

(2) 現在の取組状況

上記（1）の高等学校では、本年度、協議会を設置して、3 年後までにめざす学校、生徒の姿、実現に向けた活性化の方向性について協議し、活性化プランを策定しました。

活性化プランの取組方策については、次の 3 つの観点から検討しました。

- ・現在の学校の強みをさらに高める方策「改善」
- ・生徒が魅力を感じるこれまでにない新たな方策「改革」
- ・生徒の生き生きとした姿や活性化を進める学校の状況を伝える方策「PR」

各学校の活性化の方向性と主な取組は別紙のとおりで、少人数の特性を活かした学力や社会性の定着、多様な生徒の進路実現、学校の魅力の発信などが共通する内容となっています。取組には、今後の具体化を検討中のものも含めています。

(3) 今後の対応

各学校では、活性化プランに基づき、関係者が一体となって取組を進めます。12月に協議会を開催して、取組の進捗状況を共有し、意見交換を行います。来年2月には、本年度の取組状況とその成果を検証し、平成30年度に向けた取組の改善や新たに追加する方策の検討を行うなど、P D C Aサイクルをしっかりと意識して活性化に取り組みます。

また、平成30年度当初には、高校生の進路実現や地域の中学校卒業者の進路状況等を確認し、取組方策のさらなる検証と改善に向けた検討を行います。

3 地域協議会の状況

中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれる伊勢志摩地域、伊賀地域、紀南地域において、引き続き、高等学校活性化推進協議会（地域協議会）を設置しています。

本年度の協議は、「県立高等学校活性化計画」に基づき、1学年3学級以下の小規模な高等学校ごとに学校別協議会を設置して活性化に取り組んでいることから、その検討状況や取組状況等に関する意見交換を中心に行ってています。

また、入学者選抜の状況や今後の中学校卒業者数の推移等をふまえて、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら、地域の県立高等学校の特色化、魅力化や今後のあり方についても協議しています。

各学校の「活性化プラン」の概要

別紙

| 校名 | 活性化の方向性 | 活性化の主な取組 |
|--------|--|--|
| あけぼの学園 | ①小規模校の特徴を生かした丁寧で親身な指導と生徒が安心して学べる学校づくり | ・電子黒板等のICT機器の活用や地域の学習ボランティアの協力を得て、多様な生徒への丁寧な指導【改革】 ・すべての生徒への家庭訪問を継続して実施し、保護者との連携や出身中学校との連携の強化【改善】 |
| | ②総合学科の特徴を生かし、生徒の個性やニーズ、自主性を大切にした特色ある実践的な教育を展開し、地域で活躍できる人材の育成 | ・地域のまちづくり協議会が主催する取組（黒豆栽培など）への参加に加え、地域課題の解決に向けた行政等との協働【改革】 ・系列の見直し等の参考とするため、岐阜県で同様に協議会を設置し地域連携に取り組む小規模総合学科高校を視察【改善】 |
| | ③幅広い情報発信による地域に根ざし地域から信頼される学校づくり | ・小中学校への美容や製菓などの出前授業や地域行事への積極的な参加により生徒の姿を地域に発信【PR】 ・地域や保護者に総合学科成果発表会や公開授業への積極的な参加促進と、地域の社会教育講座への学校施設開放【PR】 |
| 飯南 | ①総合学科独自のキャリア教育の一層の推進により、地域社会で主体的・協働的に活躍できる力の育成 | ・キャリア教育の推進による中学校からの連続性を視野に入れた課題発見、課題解決のための力の育成【改善】 ・中3と高1のつなぎ学習（英語、数学）に重点を置いた交流授業、中高教科会議等の開催による教科連携等の推進【改善】 |
| | ②幅広い学力層の生徒の進路希望を実現するための個に応じた指導 | ・保育・看護等進学希望者に対する校内学習会の開催や関係大学との連携など、進学指導体制の整備【改革】 ・ALT（外国語指導助手）やCIR（国際交流員）等を活用した外国語学習と国際交流の推進【改革】 |
| | ③地域との連携、小中学校との交流の深化による地域に必要とされる魅力ある学校づくり | ・キャリア教育の成果としての「いいなんゼミ発表会」ダイジェスト版を上映するなど、地域に生徒の成長の姿を発信【PR】 ・地域の様々な立場の人が保小中高までの一貫した地域完結の仕組みについて語り合える地域懇談会の開催【改革】 ・地元の小中学校と連携したコミュニティ・スクールの導入検討【改革】 |
| 昂学園 | ①全寮制の長所を活かし、取り組みたいことに徹底して打ち込める環境づくり | ・寮に整備したWi-Fi環境を活用し、タブレットやスマートフォンを使用した各自のレベルに応じた自学自習の推進【改善】 ・夜の学習タイムを活用し、さまざまな分野のプロフェッショナルを講師としたナイトスクールの開催【改善】 |
| | ②地域を中心となって活躍する人材の育成 | ・大台町や産業界の参画のもと、地域の教育資源を活用した体験的な学習の展開【改革】 |
| | ③大学の専門的な学部学科と連携した7年間の系統的な学びの実現 | ・地域での学びを生かして、第1次産業の担い手や公務員など地域のリーダーとなる人材育成を目指した大学との連携【改革】 ・看護系学部を持つ大学等、高等教育機関との連携を視野に入れ、系列の見直しについて検討【改革】 |
| | ④志を持った生徒に対する修学支援 | ・経済的に厳しい状況の生徒も修学できる仕組みとして、大台町での有償型ボランティアの試行【改革】 |
| | ⑤県内全域から志願者を集めるPR戦略 | ・入学体験（入寮体験）に参加する中学生の増加を図るため、特色ある活動を学校のHP（ホームページ）等で広く周知【PR】 |
| 鳥羽 | ①希望する進路実現に必要な基礎学力を身につけ、自信や自己肯定感を持てる教育活動・環境整備の推進 | ・授業改善として、すべての生徒に分かりやすい授業（ユニバーサルデザイン化）の徹底による基礎学力の定着【改善】 ・学習支援サポーター（地域の教員OB等の協力）による放課後等の学習支援体制整備の検討【改革】 |
| | ②身だしなみや、挨拶をはじめとした社会性を備えた生徒の育成 | ・鳥羽東中学校のボランティア活動との連携・協働【改革】 ・企業関係者等による講話や面接指導の実施【改革】 |
| | ③総合学科の枠組みと観光などの地域資源を活用した学習の展開 | ・民間の人的・物的資源を活用したデュアルシステムの導入と地域の実情を踏まえた課題解決型地域学習の展開【改革】 ・国際観光都市に位置する学校として、英会話に関する学習機会の充実に向けた同窓会による英会話講座の実施【改革】 |
| | ④生徒が地域行事等で活躍する姿やその発信を通じて信頼される学校づくりの推進 | ・特色ある授業や部活動（フェンシング、レスリング等）を小中学生が体験できる機会の検討【PR】 ・地域行事や本校での料理教室等の講座へ生徒が積極的に参加し、市民との交流により地域に貢献する生徒の姿を発信【PR】 |

| 校名 | 活性化の方向性 | 活性化の主な取組 |
|---------|---|---|
| 水産 | ①水産・海洋に関するスペシャリスト・プロフェッショナルの育成 | <ul style="list-style-type: none"> 職業現場での実習機会を拡充するなど、地元の水産・船舶関連機関等と連携した取組の推進【改善】 専門教育の魅力化を図るため、地元企業等との商品開発に加え、他県水産高校との連携事業の企画を検討【改革】 |
| | ②志の高い志願者が県内全域から集まるよう、水産業や船舶にかかる仕事の魅力の発信 | <ul style="list-style-type: none"> 県内全域での学校説明の機会の拡充と公共メディア等の活用により、水産業の魅力を県内小中学生に発信【PR】 志摩市との連携により、民宿等を活用した新たな下宿の開拓や定期バスの増便など通学手段の支援を検討【改革】 |
| | ③高い専門性を持つ職種への就職から水産海洋系大学進学まで、生徒の希望に応じた進路の実現 | <ul style="list-style-type: none"> 海技士など高度な資格に加えて、小型船舶操縦士や危険物取扱者、情報処理検定など多様な資格取得の促進【改善】 進学や資格取得に特化した補習を計画的に実施【改善】 |
| | ④丁寧な指導による確実な基礎学力の育成 | <ul style="list-style-type: none"> 基礎学力の定着に向けて、活動型の授業方法の実践による授業改善の推進【改善】 |
| 白山 | ①基礎学力の定着・向上を目指した授業改善の推進 | <ul style="list-style-type: none"> すべての生徒に分かりやすい授業の展開（ユニバーサルデザイン化）【改善】 ソーシャルスキルトレーニングの導入による生徒のコミュニケーション力の向上【改革】 |
| | ②長期インターンシップの充実や外部人材の活用など、コミュニティ・スクールとして地域と連携した学びの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 長期インターンシップの充実と受入事業所の拡大【改善】 「白山フランク」などの商品開発や「ジビエ津ぎょうざ」の包装用シール作成など、地域と協働した取組の推進【改善】 教科「福祉」の授業や生徒への講演会講師として外部人材を積極的に活用【改善】 |
| | ③生徒の社会性や自己有用感を高めるために、部活動活性化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 同窓会等による部活動活性化への支援や、女子が活躍できる新しい部活動設置の検討【改革】 |
| | ④生徒の学習活動や成果を積極的に発信するなど、地域に開かれた学校づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の中学校教職員への授業公開や、新聞・広告等のマスコミを活用し、生徒の姿を積極的に発信【PR】 通学の利便性を高めるため、地域のコミュニティバスの増便を望む検討【改善】 |
| 志摩 | ①地域の教育資源活用による特色ある教育活動を展開し、生徒のキャリア育成や志摩市を担う当事者意識の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> 学校独自科目「志摩学」の創設（志摩に関する事項を教科横断的に取り入れ、系統的な学びになるよう工夫）【改革】 商工会が主催する企業展への参加や美術部による商店街でのシャッターペイントなど、地域と協働した活動の展開【改善】 |
| | ②すべての生徒に対する基礎学力の定着と進路実現に向けた指導の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 「学び直し」の教材活用による生徒個々の状況に応じた基礎学力の定着と向上【改善】 地域の小学生への学習サポートを通じて、生徒自らの学習意欲や学力の向上を図る取組の検討【改革】 |
| | ③国際コースを進学グループと実用的な英語習得グループに分けて、より効果的な指導を展開 | <ul style="list-style-type: none"> 地域で必要とされている医療系人材の育成につなげるため、志摩市民病院での体験学習への参加【改革】 英会話力を身に付け、志摩市を訪れる外国人に観光案内できる力の養成【改革】 |
| | ④地域への情報発信と中学生への丁寧な説明 | <ul style="list-style-type: none"> 市内全地区への回覧板での学校紹介や、市主催の「水高・志摩高フェスタ」等を通じて学校の様子や生徒の姿を発信【PR】 |
| 南伊勢(南勢) | ①コミュニティ・スクールとして南伊勢町や地元産業界と連携した教育活動の展開 | <ul style="list-style-type: none"> S B P（ソーシャル・ビジネス・プロジェクト＝行政や民間企業と連携し地域資源を生かしたビジネスの創出に挑戦）に、より多くの生徒が関わるよう取組内容を改善【改善】 年間を通じた町内でのインターンシップの実施【改革】 |
| | ②高校生の自己有用感が高まり中学生にとってあこがれるモデルとなるよう、連携中学校とのより深い交流活動を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 町内小中学校に高校生が訪問し、S B P活動や茶道部の活動成果を発表し交流活動を展開【改善】 中高合同部活動の実施や中学校的学校行事への参画【改革】 防災士資格を有する生徒による中学校での講演の実施【改革】 |
| | ③度会校舎との交流活動の促進 | 度会校舎との遠隔授業導入に向けた検討【改革】 |
| | ④丁寧な指導による確実な基礎学力の育成と個々の希望に応じた進路実現 | <ul style="list-style-type: none"> 町の支援による放課後の進学・就職対策課外授業の実施に加え、大学進学給付型奨学金の創設【改革】 |
| | ⑤町内住民の南勢校舎に対する理解を深めるPR戦略 | <ul style="list-style-type: none"> 町内全戸に「南勢校舎コミュニティ通信」の配布【PR】 町内中学校3年生とその保護者へのアンケート実施【PR】 町営バス通学定期の無償化や下校バス増便の実施【改革】 |

| 校名 | 活性化の方向性 | 活性化の主な取組 |
|-------------|--|---|
| 南伊勢 (度会) | ① 地域の教育資源の活用による地域への愛着や地方創生への参画意識の向上 | ・放課後児童クラブ・社会福祉協議会・町体育協会でのボランティア活動の実施【改革】 |
| | ② 公務員志望生徒への指導や資格取得指導の充実 | ・公務員志望や各種資格取得希望者のための教養コースの設置や、課外授業の実施及び町の支援のもとでの公務員対策講座や度会町役場でのインターンシップの実施【改革】 |
| | ③ 南勢校舎との交流活動の促進 | ・南勢校舎との遠隔授業導入に向けた検討【改革】 |
| | ④ 度会中学校とのより深い交流活動の実施 | ・ソフトテニス部や陸上部を中心とした合同部活動の実施や学校行事での相互交流の実施【改善】 |
| | ⑤ 丁寧な指導による確実な基礎学力の育成と個々の希望に応じた進路実現 | ・模擬試験の活用や校内研修活性化を通じた授業改善、町の支援による放課後の進学対策課外授業の実施【改善】 ・度会町商工会と連携し校内での事業所説明会の実施【改革】 |
| | ⑥ 町内住民の度会校舎に対する理解を深めるPR戦略 | ・町広報に毎月連載で小中学校と度会校舎の交流を掲載【PR】 ・町内行事での学校宣伝ブースによるPR【PR】 ・学校紹介DVDやポスターにより近隣中学校等へ周知【PR】 |
| 紀南 | ① 10年間のコミュニティ・スクールの実績を生かした「地域を学び場」とする学習の推進 | ・地元行政等との連携・支援のもと、特産品「みかん」の生産・商品開発等を実践的に学び、課題解決力を育成する学校設定科目「地域産業とみかん」の新設【改革】 |
| | ② 幅広い学力層の生徒の進路実現に向けた個に応じた指導の展開 | ・社会的・職業的自立に向けて必要な能力を育成する長期インターンシップの受け入れ事業所の更なる開拓【改善】 |
| | ③ 地域への愛着を育むことができるよう、地域への理解を深める学習の推進 | ・数学を中心とする基礎学力の定着と、看護系進学希望者に対する補充学習の強化等、個に応じた指導体制の構築【改善】 |
| | ④ 進学先として目的を持って選ばれるよう学校の魅力を広く地域に発信 | ・地域の歴史・文化・産業等を体験・探究する学校設定科目「東紀州学」の指導内容の充実による地域理解の深化【改善】 ・地域の様々な分野で活躍する人を講師に招き、生き方や思いに学ぶ学習の実施【改革】 ・コミュニティ通信「紀南の風」を町内に全戸配布し、学校設定科目の学習成果や部活動の成果などを積極的に発信【PR】 |

3 学力向上の取組について

I みえの学力向上県民運動セカンドステージ

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、教育力を高めながら、一体となって子どもたちの希望と未来を支える学力を育む「みえの学力向上県民運動」を展開しています。

ファーストステージ（H24～H27）では、学校での組織的な授業改善や、家庭での生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立、地域への積極的な子どもへの関わり等の取組を促進しました。

セカンドステージ（H28～H31）では、これまでの取組を継続、発展させ、課題の改善に向けて取組を推進しています。学校では授業改善等の取組を深め、家庭・地域では生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立等の取組を広げ、家庭の状況により、対応が難しい問題については、地域による学習支援等、地域で支えるという方向性を基本として取り組んでいます。

II これまでの学力向上の主な取組

1 学校での授業改善

学校における取組のさらなる質の向上のため、学一Viva（まなびば）セット（全国学調、みえスタディ・チェックの課題に対応したワークシート集）の計画的な活用や「授業改善サイクル支援ネット」（自校採点集計ツール）の活用を通じた早期からの授業改善の実施、効果的な少人数指導の取組を実践推進校にて研究、教育支援事務所による学校の実情に即したオーダーメイドの支援等、学校および市町等教育委員会の学力向上の取組を支援しています。

2 生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立

生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立のため、PTA連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシート集中取組（年3回）およびフィードバックの推進、「みえの親スマイルワーク（保護者の学びのためのワークシート集）」の活用促進、コミュニティ・スクールや地域未来塾の促進等を行っています。

III 平成29年度全国学力・学習状況調査

全国学力・学習状況調査は、教科に関する調査と児童生徒や学校に対する質問紙調査を総合的に活用することで、子どもたちへの教育指導の充実や学習状況の改善につなげることを目的として実施されています。

1 調査の概要

- (1) 実施日 平成29年4月18日（火）
- (2) 対象 小学校第6学年および中学校第3学年の全児童生徒
特別支援学校小学部第6学年および中学部第3学年の該当児童生徒
- (3) 実施校数 小学校：356校、中学校：157校
- (4) 調査の内容
 - ・教科に関する調査（国語、算数・数学）
 - ・生活環境や学習環境等に関する質問紙調査（児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査）

2 教科に関する調査の結果の概要

※単位：% () の数値：全国との差

(1) 平均正答率

- ・8教科中7教科で全国の平均正答率を下回りました。中学校では数学Aで全国の平均正答率を上回りました。
- ・中学校においては、小学校6年生時(H26)と比べて全教科で全国との差が大きく改善しました。

| 小学校 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| 国語A | 69.6(-3.3) | 68.0(-2.0) | 71.7(-1.2) | 73.6(-1.2) |
| 国語B | 52.5(-3.0) | 65.3(-0.1) | 58.1(0.3) | 57.0(-0.5) |
| 算数A | 76.2(-1.9) | 74.8(-0.4) | 78.3(0.7) | 77.4(-1.2) |
| 算数B | 56.0(-2.2) | 44.1(-0.9) | 47.1(-0.1) | 44.6(-1.3) |
| 理科 | — | 59.2(-1.6) | — | — |

| 中学校 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| 国語A | 78.0(-1.4) | 75.0(-0.8) | 74.4(-1.2) | 76.9(-0.5) |
| 国語B | 49.0(-2.0) | 64.3(-1.5) | 64.3(-2.2) | 70.7(-1.5) |
| 数学A | 67.1(-0.3) | 64.3(-0.1) | 62.2(0.0) | 65.3(0.7) |
| 数学B | 58.3(-1.5) | 40.6(-1.0) | 43.2(-0.9) | 47.3(-0.8) |
| 理科 | — | 51.9(-1.1) | — | — |

*平成26年度小6、平成29年度中3の同一児童生徒の平均正答率の全国との差における伸び

国A 小6 (H26) : -3.3 中3 (H29) : -0.5 伸び +2.8

国B 小6 (H26) : -3.0 中3 (H29) : -1.5 伸び +1.5

算・数A 小6 (H26) : -1.9 中3 (H29) : +0.7 伸び +2.6

算・数B 小6 (H26) : -2.2 中3 (H29) : -0.8 伸び +1.4

※各数値：全国の平均正答率との差 伸び：中3 (H29) - 小6 (H26)

(2) 平均無解答率

- ・8教科中6教科（小学校国語A、算数Aおよび中学校全教科）で全国の平均無解答率を下回りました（全国よりも良好な水準）。

| 小学校 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 国語A | 2.86(0.56) | 3.34(-0.22) | 5.05(-0.24) | 2.26(-0.51) |
| 国語B | 11.40(2.20) | 6.11(0.02) | 4.38(-0.24) | 4.32(0.01) |
| 算数A | 1.01(0.11) | 1.66(-0.13) | 1.48(-0.31) | 1.44(-0.15) |
| 算数B | 5.36(1.06) | 9.64(0.52) | 7.08(-0.29) | 6.64(0.22) |
| 理科 | — | 3.26(-0.05) | — | — |

| 中学校 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 国語A | 3.24(0.14) | 2.40(-0.17) | 1.92(-0.13) | 2.01(-0.42) |
| 国語B | 3.84(0.34) | 2.29(0.06) | 4.46(0.07) | 3.72(-0.08) |
| 数学A | 4.32(0.02) | 3.24(-0.48) | 5.62(-0.68) | 5.39(-0.86) |
| 数学B | 11.41(0.51) | 14.85(-0.49) | 13.95(-0.74) | 10.95(-0.76) |
| 理科 | — | 6.70(-0.28) | — | — |

(3) 課題の見られた設問

※各数値：設問別正答率(%) () の数値：全国との差

①小学校国語

- ・文章を読み取る力や根拠に基づいて自分の考えを書くことに課題があります。
- *文章の内容を読み取る(報告の説明として適切なものを選択):66.0(-3.2)
- *物語を読み、具体的な叙述を基に理由を明確にして、自分の考えをまとめる:43.2(-0.5)

②小学校算数

- ・割合等に関する知識の定着に課題があります。
- *商を分数で表す($5 \div 9$ の商):64.3(-4.9)
- *与えられた情報から、基準量、比較量、割合の関係を捉える:10.9(-2.3)

③中学校国語

- ・適切な表現に言い換える力や、表現技法の理解に課題があります。
- *相手に分かりやすいように適切な表現に言い換える:51.0(-3.0)
- *比喩を用いた表現に着目し、感じたことや考えたことを書く:38.2(-3.2)

④中学校数学

- ・図形や関数に関する知識等の定着に課題があります。
- *扇形の弧の長さを求める:28.4(-2.3)
- *関数の意味を理解する(2つの数量については「・・・は・・・の関数である」という形の表現ができる):19.0(-1.6)
- *図形の移動に着目して対称性を的確に捉える:49.9(-2.9)

3 児童生徒・学校質問紙調査の結果の概要

※単位：% ()の数値：全国との差

(1) 学校の組織的な取組

- これまで学校の組織的な取組の一つとして行ってきた「目標の提示」「振り返る活動の設定」については一定の改善が見られますが、「振り返る活動の設定」については学校と児童との意識の差(乖離)が広がりました。
- 校長が週に2回以上、授業の見回りを行っている小学校の割合は、これまで改善傾向にありましたが、本年度は昨年度に比べると割合が減少しています。中学校の割合は継続的に改善が見られ、全国平均を上回っています。

ア 目標(めあて・ねらい)の提示(肯定的な回答)

| 小学校 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-------|--------------|--------------|-------------|-------------|
| 児童質問紙 | 75.7(-6.3) | 83.0(-3.3) | 88.8(1.2) | 89.4(1.2) |
| 学校質問紙 | 91.3(-5.6) | 97.8(-0.3) | 98.7(-0.1) | 98.8(-0.2) |
| 乖離 | -15.6<-14.9> | -14.8<-11.8> | -9.9<-11.2> | -9.4<-10.8> |

| 中学校 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 生徒質問紙 | 62.1(-9.4) | 75.5(-4.2) | 85.5(0.6) | 90.2(2.4) |
| 学校質問紙 | 88.3(-5.7) | 87.6(-8.1) | 100.0(-2.2) | 98.8(0.5) |
| 乖離 | -26.2<-22.5> | -12.1<-16.0> | -14.5<-12.9> | -8.6<-10.5> |

※「乖離」の数値：児童生徒質問紙－学校質問紙 < > の数値：全国の乖離

イ 振り返る活動の設定(肯定的な回答)

| 小学校 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 児童質問紙 | 67.1(-4.8) | 71.4(-3.9) | 76.9(0.8) | 78.8(2.6) |
| 学校質問紙 | 76.3(-15.3) | 89.9(-4.0) | 93.0(-1.9) | 95.3(-0.1) |
| 乖離 | -9.2<-19.7> | -18.5<-18.6> | -16.1<-18.8> | -16.5<-19.2> |

| 中学校 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 生徒質問紙 | 51.4(-1.9) | 58.3(-1.0) | 68.8(5.7) | 72.1(6.0) |
| 学校質問紙 | 84.5(-4.7) | 87.5(-3.4) | 96.2(3.2) | 96.8(2.5) |
| 乖離 | -33.1<-35.9> | -29.2<-31.6> | -27.4<-29.9> | -24.7<-28.2> |

※「乖離」の数値：児童生徒質問紙－学校質問紙 < > の数値：全国の乖離

ウ 校長の授業の見回り(週に2回以上)

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 学校質問紙(小) | 84.5(-7.1) | 95.4(2.3) | 98.2(4.0) | 96.6(2.1) |
| 学校質問紙(中) | 69.2(-10.1) | 81.4(0.0) | 88.1(5.5) | 88.5(5.0) |

(2) 子どもたちの家庭における生活習慣・学習習慣・読書習慣

①生活習慣

- ・平日のテレビ・テレビゲーム等の使用（3時間以上）は、小中学校ともに昨年度よりも3時間以上使用している割合が増え、全国との差も広がっています。
- ・平日のスマホの通話やメール、インターネットの使用（3時間以上）は、小中学校ともに昨年度よりも3時間以上使用している割合が増え、全国との差も広がっています。

ア 平日の子どもたちのテレビ・テレビゲーム等の使用状況

〔「平日のテレビ等の視聴（3時間以上）」「平日のテレビゲームの使用（3時間以上）〕

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 児童質問紙(小) | 28.6(1.1) | 27.0(0.4) | 24.6(0.2) | 26.6(1.4) |
| 生徒質問紙(中) | 29.6(3.7) | 27.7(2.2) | 23.4(1.9) | 25.5(2.1) |

イ 平日のスマホの通話やメール、インターネットの使用時間（3時間以上）

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 児童質問紙(小) | 5.6(0.6) | 6.3(0.6) | 5.9(0.1) | 7.9(0.9) |
| 生徒質問紙(中) | 24.5(4.7) | 21.5(3.3) | 18.6(2.0) | 20.6(2.5) |

②学習習慣

- ・平日の学習時間は、小中学校ともに改善が見られません。
- ・休日の学習時間は、中学校において継続的に改善が見られます。なお、全国と比較すると、小中学校ともに依然として大きな差があります。

ア 平日の学習時間（1時間以上）

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 児童質問紙(小) | 59.4(-2.6) | 58.4(-4.3) | 60.4(-2.1) | 61.6(-2.8) |
| 生徒質問紙(中) | 64.4(-3.5) | 66.5(-2.5) | 65.2(-2.7) | 66.5(-3.1) |

イ 休日の学習時間（1時間以上）

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------|-------------|-------------|------------|------------|
| 児童質問紙(小) | 46.9(-9.0) | 45.8(-10.9) | 49.0(-8.0) | 47.9(-9.4) |
| 生徒質問紙(中) | 57.4(-10.0) | 59.9(-8.8) | 59.8(-8.0) | 62.0(-7.4) |

③読書習慣

- ・小学校は全国との差、本県の割合とともに改善が見られません。中学校は全国との差は広がっていますが、本県の割合は改善が見られます。

ア 授業以外の読書時間（平日10分以上）

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 児童質問紙(小) | 62.5(-2.2) | 61.1(-3.1) | 62.4(-1.1) | 61.8(-1.5) |
| 生徒質問紙(中) | 50.7(-2.3) | 48.6(-3.6) | 46.4(-3.3) | 47.7(-3.7) |

(3) 地域との関わり

- これまで本県の地域行事への参加における肯定的な回答の割合は、全国より高い状況にありますが、本年度初めてこれまでの割合を下回りました。

ア 地域行事への参加（肯定的な回答）

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 児童質問紙(小) | 73.2(5.2) | 72.0(5.1) | 73.1(5.2) | 68.3(5.7) |
| 生徒質問紙(中) | 50.4(6.9) | 50.7(5.9) | 50.9(5.7) | 47.2(5.1) |

(4) 子どもたちの自尊感情・自己肯定感の状況

- 「自分にはよいところがある」「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に回答している子どもたちの割合は増えています。

ア 自分には、よいところがある（肯定的な回答）

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 児童質問紙(小) | 75.7(-0.4) | 75.1(-1.3) | 75.5(-0.8) | 77.4(-0.5) |
| 生徒質問紙(中) | 69.1(2.0) | 69.4(1.3) | 71.3(2.0) | 73.2(2.5) |

イ 将来の夢や目標を持っている（肯定的な回答）

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 児童質問紙(小) | 85.8(-0.9) | 85.3(-1.2) | 83.7(-1.6) | 84.4(-1.5) |
| 生徒質問紙(中) | 71.6(0.2) | 71.7(0.0) | 71.0(-0.1) | 71.2(0.7) |

ウ 難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦する（肯定的な回答）

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 児童質問紙(小) | 75.4(0.3) | 76.6(0.2) | 77.6(1.5) | 78.1(0.7) |
| 生徒質問紙(中) | 69.5(1.5) | 69.7(0.9) | 70.8(1.2) | 73.2(2.2) |

エ 先生はよいところを認めてくれる（肯定的な回答）

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------|------------|-----|-----------|-----------|
| 児童質問紙(小) | 80.1(0.4) | — | 83.8(1.2) | 87.2(1.2) |
| 生徒質問紙(中) | 74.0(-0.1) | — | 79.6(1.6) | 82.2(1.8) |

IV 今後の取組

1 市町（13市町）への支援

- ・市町の課題に応じた年度後半の改善具体策に対する支援を行います。
- ・市町教育委員会で開催される学力向上推進会議に参加します。
- ・113校の重点支援校を所管する市町については、県の指導主事等が市町指導主事と小学校を訪問し、小学校ごとの課題に応じた改善策を提示するとともに、年度後半の取組内容を確認しながら支援を行います。

2 小学校（113校）への重点支援

（1）学校別の具体的課題の把握

- ・平成26年度から29年度までの全国学調結果の経年変化
 - *教科調査、児童質問紙、学校質問紙
- ・平成27年度、28年度の県の調査
 - *全国学調、みえスタディ・チェックの再活用、全国学調の自校採点実施状況、学一Viva（まなびば）等の活用状況
 - *授業改善サイクル支援ネット活用状況（平成29年度）等

（2）市町教育委員会とともに学校訪問を実施（10月、1月）

- ・校長との懇談により各学校の課題や今後の取組内容を聞きるとともに、県から各学校の分析結果と改善方策を提示します。また、課題の改善状況を把握し、各学校の状況に応じて指導・支援を行います。
- ・授業を参観し、授業者等への指導・助言を行います。

3 今後、さらに分析・検証を行う項目

（1）全国学調の分析

- ・経年的に課題のある項目、算数（「割合」「図形」）、国語（「引用したり要約したりして書くこと」「根拠に基づいて自分の考えを書くこと」）について分析を進めます。
- ・子どもたちの各設問における解答類型から、どの学年においてつまずきがあるかを明らかにします。
- ・正答率が高い学校の効果的な取組を、学校質問紙調査と学力のクロス分析や聞き取りにより明らかにします。
- ・家庭における学習時間や自主的な読書時間が長い学校の効果的な取組を、聞き取りにより明らかにします。

（2）これまでの取組の検証

- ・下記の取組と各学校の平均正答率のクロス分析、学校訪問による聞き取りにより、これまでの取組を検証します。
 - *「全国学調の活用」「ワークシートの活用」「めあて・振り返り」「校長の授業の見回り」「校内研修の推進」「自校採点の取組」「実践推進校における少人数指導の取組」

4 教員の一層の授業改善

(1) 各学校での校長のリーダーシップによる取組

- ・小中学校校長会と特に小学校での組織的取組、生活習慣・学習習慣・読書習慣に係る課題を共有します。
- ・各学校での「校長の授業の見回り」が教員の一層の授業改善につながるよう、効果的な取組の導入を働きかけます。
- ・児童生徒のつまずきを学校全体で共有し、各学年での学習の積み上げを促進します。

(2) 教員研修による更なる意識の向上

- ・総合教育センターが実施する集合研修や初任者・経験6年・経験11年の授業実践研修（少人数グループによる校種別・教科別授業研究会）などの機会を捉え、全国学調の活用、本年度の課題、改善方策、ワークシートを活用した授業づくり等をわかりやすく説明します。

(3) 国の調査官による授業改善研修会の実施

- ・本県の課題もふまえつつ、国の調査官を講師として招へいし、授業改善研修会を実施します。

5 家庭学習の支援

- ・全国に比べ、継続的に家庭学習の時間が少ない中で、教員の負担を増加させずに児童が家庭学習に取り組めるよう、自分の力で解けるヒントも入ったワークシート（家庭学習用・学-Viva（まなびば）セット）を作成・配付し、小学校での計画的活用を促進します。

6 家庭・地域と一体となって学力を育む取組

(1) みえの学力向上県民運動「チラシ」の配布

- ・子どもたちの現状を家庭・地域と共有して取組を進めるため、子どもたちの生活習慣・学習習慣・読書習慣の課題とともに、「最後までやり遂げてうれしかったことがある」、「失敗を恐れず挑戦する」、「よいところがある」など全国よりも高いデータを示した「チラシ」を作成し配布します。

(2) 地域未来塾等の取組

- ・家庭状況により、家庭での学習が難しい子どもたちのために、地域未来塾等の効果的な取組を市町に紹介するなど、市町の取組が進むよう支援します。

4 県外からの県立高等学校への入学志願の検討状況 について

平成 31 年度以降の県立高等学校入学者選抜における県外からの入学志願のあり方について、さまざまな立場の方から幅広い意見を聞くため、教育委員会定例会を経て、学識経験者や学校関係者等による三重県立高等学校入学者選抜制度検討会（以下「検討会」という。）を設置しました。

1 検討会での検討状況

検討会は、7月から10月までに3回開催し、県外からの入学志願に係る全国状況（資料1）、県外からの入学志願に係る効果と課題（資料2）を踏まえ、本県における県外からの入学志願のあり方について、様々な観点から協議いただいています。

これまでの協議では、県内の中学生の進路に配慮したうえで、県外から入学志願できる制度を考えるべきとの方向性が示されました。

次回は、これまでの検討会の意見や全国の実施状況を参考に、検討会として考えられる案について協議していただくこととなっています。

※ 委員構成

学識経験者、保護者、企業関係者、市町教育委員会、公立中学校、県立高等学校及び私立高等学校の代表者 計14名

2 検討会での主な意見について

- ・地域で生徒が減っており、多様性の観点からも子どもたちが様々な人と触れあうことに教育効果があると考える。
- ・県外からの入学志願を受け入れることによる効果についての異議はないと思う。具体的な課題を示して検討していくべき。
- ・部活動が活性化すれば、中学生がこの高校に行きたいという思いが強まる。一定の人数制限を行い、県外からの受け入れを考えてもよい。
- ・他県の流れをみると、一定のルールをつくって受け入れる方向で考えてはどうか。
- ・県内の生徒の進路に配慮したうえで、三重県の高校で学びたい県外の生徒の入学を認めてはどうか。

3 今後の予定

第4回検討会を11月に開催し、県外から入学志願できる具体的な内容について協議していただき、12月の教育警察常任委員会で報告します。

県教育委員会では、検討会での協議内容をふまえ、教育委員会定例会を経て、平成30年3月に「平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針」を策定し公表します。

県外からの入学志願に係る全国状況

| 都道府県 | 実施状況 (◎はH30年度選抜から導入) | | | | 募集枠の設定 | | | |
|---------|----------------------|----------------|------|--------------|------------------|----|----|-------------|
| | 全ての高校 | 一部の高校 (学校数) | 小規模校 | 特色ある学科 | 部活動 | なし | あり | 主な内容 |
| 1 北海道 | ○ | ○ (17) | ○ | 農業、水産 | | | ○ | 推薦の定員の5%程度 |
| 2 青森県 | | | | | | | | |
| 3 岩手県 | ○ | ○ (3) | ○ | 水産 | | ○ | | |
| 4 宮城県 | | | | | | | | |
| 5 秋田県 | ○ | ○ | ○ | | 競技種目の指定はない | | ○ | 5%以内 |
| 6 山形県 | ◎ | ○ (2) | ○ | 水産 | | | ○ | 県内志願者数により変更 |
| 7 福島県 | ○ | ○ (4) | ○ | | | ○ | | |
| 8 茨城県 | ○ | ○ (4) | ○ | 農業、水産、音楽 | マーチングバンド | | ○ | |
| 9 栃木県 | ○ | ○ (2) | ○ | 水産 | アイスホッケー、スピードスケート | | ○ | 20%以内 |
| 10 群馬県 | ○ | ○ (3) | ○ | 農業、水産 | スケート | ○ | | |
| 11 埼玉県 | | | | | | | | |
| 12 千葉県 | | | | | | | | |
| 13 東京都 | | | | | | | | |
| 14 神奈川県 | | | | | | | | |
| 15 新潟県 | ○ | ○ (9) | ○ | 農業、水産、工業、体育等 | | | ○ | |
| 16 富山県 | | | | | | | | |
| 17 石川県 | ○ | ○ (1) | | 演劇 | | ○ | | |
| 18 福井県 | ○ | ○ | ○ | | 特色選抜等の活用 | | ○ | |
| 19 山梨県 | | | | | | | | |
| 20 長野県 | ○ | ○ (2) | ○ | 体育、国際観光 | スキー | | ○ | |
| 21 岐阜県 | ◎ | ○ (11) | ○ | 農業、工業、音楽 | 音楽、スポーツチャンバラ等 | | | 検討中 |
| 22 静岡県 | ◎ | ○ (1) | ○ | | | | ○ | 1.0%程度 |
| 23 愛知県 | | | | | | | | |
| 24 三重県 | | | | | | | | |
| 25 滋賀県 | ○ | ○ (1) | ○ | セラミック・デザイン | | | ○ | 5人以内 |
| 26 京都府 | | | | | | | | |
| 27 大阪府 | ○ | ○ (6) | | 農業、芸術 | | | ○ | |
| 28 兵庫県 | ○ | ○ (1) | ○ | | スキー | | ○ | 5.0%以内 |
| 29 奈良県 | ○ | ○ (4) | ○ | 農業、工業、薬品科学 | 馬術、ラグビー、ボート等 | | ○ | 10%以内 |
| 30 和歌山県 | ○ | ○ (5) | ○ | | | | ○ | 5~30%程度 |
| 31 鳥取県 | ○ | ○ (8) | ○ | 農業、水産、工業、体育 | バレーボール、野球、柔道等 | | ○ | 10%以内(推薦) |
| 32 島根県 | ○ | ○ | ○ | | レスリング、ソフトボール等 | | ○ | 原則4人以内 |
| 33 岡山県 | ◎ | ○ (1) | ○ | | | | ○ | 5%以内 |
| 34 広島県 | ○ | ○ (7) | ○ | | | | ○ | 若干名 |
| 35 山口県 | ○ | ○ | ○ | | 学校が指定する部 | | ○ | 1校のみ10%以内 |
| 36 徳島県 | ○ | ○ (16) | ○ | 農業、工業、商業、芸術 | 陸上、野球、サッカー、柔道等 | | ○ | 原則2~5人 |
| 37 香川県 | | | | | | | | |
| 38 愛媛県 | | | | | | | | |
| 39 高知県 | ○ | ○ (8) | ○ | 水産 | | | ○ | |
| 40 福岡県 | | | | | | | | |
| 41 佐賀県 | ○ | ○ | ○ | | 特色選抜等の活用 | | ○ | |
| 42 長崎県 | ○ | ○ (5) | ○ | | | | ○ | 20名程度 |
| 43 熊本県 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | 5%以内 |
| 44 大分県 | | | | | | | | |
| 45 宮崎県 | ◎ | ○ (17) | | | 特色選抜等の活用 | | ○ | 2~7人以内 |
| 46 鹿児島県 | ○ | ○ (51) | ○ | | | | ○ | |
| 47 沖縄県 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 計 | 32 | 7 | 25 | 29 | 16 | 15 | 14 | 17 |

県外からの入学志願に係る効果と課題

入学者選抜制度検証会（6月）や検討会（7月）でいただいた意見、県外出身生徒の在籍する県立高等学校や県外からの入学志願制度がある都道府県から聞き取った内容について、「特色ある部活動・学科での生徒の活動と学校の活性化」と「少子化、地方創生、地域の活性化」の観点で整理しました。

1 「特色ある部活動・学科での生徒の活動と学校の活性化」の観点から見た効果

- ・ 県外出身生徒は、部活動だけでなく学科にも魅力を感じ、明確な目的意識と覚悟を持って入学志願している。
- ・ 親元を離れて入学した生徒は、前向きで意識が高く、部活動だけではなく、勉強も頑張り、生活面でも自らを律して生活している。
- ・ 意識が高く頑張る生徒と互いに切磋琢磨することで、当該部活動はもとより、部活動全体の活性化につながっている。クラスの生徒にも良い影響をもたらし、学校全体に活力が出ている。また、県外出身生徒と県内出身生徒が、ともに活動することで、互いの多様な価値観に触れることができている。
- ・ 県内外出身の生徒が互いに高め合うことで、活力のある高等学校が増え、その結果として県内の中学生にとって魅力ある高等学校が増えることが期待できる。
- ・ 当該校の全国レベルでの活躍が、県内の他校にも良い刺激となり、県全体の競技力向上につながっている。

県内外で活躍する部活動の姿を見て、地域からは、学校全体の活躍として応援してもらっている、地域の期待と信頼につながっている。

2 「少子化、地方創生、地域の活性化」の観点から見た効果

- ・ 少子化の進む地域では、高等学校のさらなる小規模化が懸念される中で、県外出身生徒の入学により学校が存続し、地元で教育を受ける機会の確保に加え、地域の活力の維持が期待できる。
県外出身生徒が県内の企業に就職したり、出身県に戻って県外で学んだことや経験したことを発信することで、高等学校のある県のPRにつながっている例もある。
- ・ 県全体で学級数が減少する中で、県外出身生徒の入学により、県内の担い手育成をしている専門学科の維持ができる。また、県外出身生徒が専門学科で学んだり県内の産業を理解したりすることにより、地域を担う人材育成につながることが期待できる。
- ・ 県内外で活躍する生徒を地域全体で応援している地域がある。活発に活動を行っている高等学校が地域にあることで、地域の一体感が得られたり、活気が生まれる。

3 課題

- ・ 地域の子どもが地域で学べるよう、県内の中学生の進路保障に配慮する必要がある。
- ・ 県外からの入学志願についての県民の捉え方は様々であり、県立高校の役割を踏まえ、理解・納得を得られるようにする必要がある。
- ・ 高等学校在学中には、病気に罹ったり怪我をしたりすることもあり、親元を離れて暮らす生徒が安全に安心して生活できるようにする必要がある。

5 三重県いじめ防止条例（仮称）について

1 いじめの防止の取組

（1）国の取組

①「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年施行）

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの定義を明らかにし、地方公共団体や学校のいじめの防止等の基本方針を定めることや、いじめの防止等の対策の基本となる事項を定めた法が制定されました。

②「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年）

国において、法に基づき地方公共団体、学校における基本方針の策定やいじめへの組織的な対応などを明らかにした方針が策定されました。

国は法に基づくいじめの防止に係る取組状況を検証し、平成 29 年 3 月に、いじめが「解消している」状態と判断する要件、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の達成状況を学校評価に位置付けることなどを示しました。

（2）県の取組

①「三重県いじめ防止基本方針」（平成 26 年）

本県では、法の趣旨をふまえ、国の中間報告書を参考し、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの未然防止、早期発見やいじめへの対処等の基本的な方向を示した方針を策定しました。

②「学校いじめ防止基本方針」

全ての学校が、県の方針をふまえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努めています。

【本県の公立学校におけるいじめの認知件数】

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|--------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 小学校 | 102 | 975 | 621 | 536 | 871 |
| 中学校 | 109 | 630 | 529 | 310 | 504 |
| 高等学校 | 33 | 126 | 54 | 61 | 125 |
| 特別支援学校 | 1 | 7 | 5 | 3 | 10 |
| 計 | 245 | 1,738 | 1,209 | 910 | 1,510 |

2 現在の状況と条例制定の考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許されるものではありません。

本県でも、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組を進めています。また、教職員がささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持つことに努めることにより、いじめの認知件数は増えています。

いじめは誰にでもどこでも起こりうるものであり、子どもたちのコミュニケーションの中心となっているSNS上で行われるいじめは、外から見えにくく、複数の学校の児童生徒が関係することもあります。

いじめは、学校だけの問題ではなく社会全体の問題です。子どもに関わる全ての人が意識を高め、学校内外のいじめの防止に取り組むとともに、子どもたちが傍観者になることなく、いじめの問題を主体的に考え、行動することをめざす「三重県いじめ防止条例（仮称）」を制定します。

3 条例制定に向けての検討状況（平成29年度）

（1）三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会

ア 第1回検討委員会（6月28日）

《議論の主な内容》

- ・条例に必要な視点、盛り込む内容等について

《主な意見》

- ・基本方針を学校で作ったとき、学校や保護者のいじめの認識が高くなった。条例を作ることで社会全体の意識が高まり、自分のものとして考えることができる。条例の制定がいじめについて考える契機となる。
- ・子どもの主体的な活動に対する支援という観点が盛り込まれれば、十分に三重県らしさが出ると思う。

イ 第2回検討委員会（9月4日）

《議論の主な内容》

- ・条例案の考え方について

《主な意見》

- ・「子どもが主体」という言葉は入れていきたい。ただし、子どもには責任はなく、責任は大人にあるということを念頭に入れていくべき。
- ・いじめを当事者だけの問題としてではなく、学校や社会の問題として取り組んでいることを基本理念に反映していかなければよい。
- ・SNSなどのトラブルに対する指導は、当該生徒が在籍する学校だけでは対処できない状況にあり、学校間の連携も必要である。

ウ 第3回検討委員会（10月2日）

《議論の主な内容》

- ・条例草案の概要について

《主な意見》

- ・いじめの防止等の取組を具体的に示すことは、学校や教職員の意識化につながる。
- ・いじめは、加害者、被害者、傍観者など子どもの関係性が入れ替わっていくため、子どもがいじめを「傍観しない」という視点はぜひ入れてほしい。
- ・子どもからいじめの相談を受けた場合、スクールカウンセラーの役割は重要であり、子どもの様子を教職員に伝え、連携していくことが大切であると感じている。

(2) 高校生意見交流会（8月3日）

《参加者》

県内の高等学校 41 校 70 人

《内容》

各校の生徒会において、いじめの問題について議論したことを、代表者が持ち寄り、グループ討議をし、高校生による行動宣言をまとめた。

《主な意見》

- ・一人ひとりの個性を大切にして、受け入れていけばいじめは必ずなくなる。
- ・行動する勇気が大事だと思う。
- ・互いに尊重しあい、互いの事を知ることが必要。
- ・何かする前に一度立ち止まり、自分がされた時のことを考えることが必要。

《主な行動宣言》

- ・立場を逆転させて考えた時に自分の行動が人権を侵害していないか確認する。
- ・困っている人がいたら助ける。（一言声をかける）
- ・人とのコミュニケーションを大切にする。一人でいる子にも積極的に声をかける。
- ・お互いの事をおもいやる。行動の前にその行動が正しいかどうか考える。

(3) いじめに関する児童生徒アンケート

ア キッズ・モニター アンケート（8月3日～21日）

《回答者数》

248 人（回答率： 46.1%）

※県のアンケートモニター登録している小中高生

イ 児童生徒アンケート（9月1日～29日）

《回答者数》

1,189 人（10月3日現在）

※県内の公私立の小・中・高等学校の抽出学年の児童生徒

《主な意見》

○いじめをなくすためにできること

- ・皆がいじめに對していけないという意識をもつ。
- ・自分も人も大切にする。

○先生に協力してほしいこと

- ・いじめられている人がいることに気付いてほしい。
- ・ささいな変化やクラスの違和感に気付いてほしい。

○家族に協力してほしいこと

- ・話を聞いてほしい。
- ・普段から子どもの様子を見てほしい。

○その他の大人に協力してほしいこと

- ・いじめを見たら注意してほしい。
- ・大人もいじめをしないでほしい。
- ・自分の子でなくても見てほしい。

○条例（ルール）を作るとしたら

- ・いじめを絶対にしない。
- ・いじめをしてはいけないし、いじめられているのを見て見ぬ振りをしてもいけない。
- ・24時間子どもが相談できる制度を作る。
- ・いじめを見つけたら報告・注意をする。
- ・SNS等で他人を傷つける言動を禁じる。

4 条例素案の概要（別紙）

（1）主な項目

- ・目的
- ・定義
- ・基本理念
- ・県等の責務及び各主体に期待する役割
- ・いじめの早期発見のための措置
- ・いじめの防止のための人材確保と資質向上
- ・インターネットを通じて行われるいじめの対策の推進
- ・啓発活動
- ・学校相互間の連携協力体制の整備

など

（2）基本理念

いじめの防止等の対策は、以下の事項を基本理念として行わなければならない。

- ・児童生徒が一人ひとりの違いを認め合い、個性を大切にし、多様性を尊重することの重要性を理解する。
- ・いじめは、誰にでもどこでも起りうることに鑑み、学校だけの問題ではなく、社会全体の問題であるとの認識に立ち、学校内外のいじめの問題を克服することをめざす。
- ・いじめから「子どもを徹底して守り通す」ため、学校、家庭、県民及び事業者その他関係者が連携協力し、社会総がかりで取り組む。
- ・いじめ対策に取り組むことで、すべての県民が「心豊かで安全・安心で快適に生活できる」社会を目指す。

5 今後の予定

- | | |
|-----|--------------------|
| 10月 | パブリックコメントの実施 |
| 11月 | 第4回検討委員会 |
| 12月 | 教育警察常任委員会 条例最終案の説明 |
| 2月 | 2月定例月会議 条例案提出 |

「三重県いじめ防止条例（仮称）」素案の概要

1 目的

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止対策の基本理念を定め、県、学校の設置者、学校及び教職員の責務、保護者、県民、事業者及び子どもの役割を明らかにし、いじめの防止等の対策に関する基本的な事項を定めることにより、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくる。

2 定義

【いじめ】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

【学校】

県内に所在する学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）。

【児童生徒】

学校に在籍する児童又は生徒。

【保護者】

親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）。

【いじめの防止等】

いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処。

3 基本理念

いじめの防止等の対策は、次の事項を基本理念として行わなければならない。

- ・児童生徒をはじめとするすべての県民が、一人ひとりの違いを認め合い、個性を大切にし、多様性を尊重することの重要性を理解する。
- ・いじめは、誰にでもどこでも起こりうることに鑑み、いじめは学校だけの問題ではなく、社会全体の問題であるとの認識に立ち、学校内外のいじめの問題を克服することを目指す。
- ・いじめから「子どもを徹底して守り通す」ため、学校、家庭、県民及び事業者その他関係者が連携協力し、社会総がかりで取り組む。
- ・いじめ対策に取り組むことで、すべての県民が「心豊かに安全・安心で快適に生活できる」社会を目指す。

4 いじめの禁止

- ・児童生徒は、いじめを行ってはならない。
- ・児童生徒は、いじめを認識しながら、傍観することがないよう努める。

5 責務・役割**① 県の責務**

いじめの防止等のための対策について、国、市町その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携協力し、施策を総合的に策定し、実施する。

② 学校設置者の責務

設置する学校におけるいじめの防止等のために、国、県その他関係する機関及び団体と連携協力し、必要な措置を講ずる。

③ 学校・教職員の責務

- ・学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民等と連携協力し、児童生徒が一人ひとりの違いを認め合い、個性を大切にし、いじめに関する問題を主体的に考え、行動する力を育むことを通じて、学校全体でいじめの未然防止に取り組む。
- ・学校の教職員は、その言動が児童生徒に大きな影響があるとの認識のもと、児童生徒一人ひとりの理解、いじめの早期発見に努め、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に対処する。
- ・学校は、いじめの防止等の取組を実効的に行うため、教職員間の情報の共有、協力体制の構築を行い、組織的に対応する。
- ・学校は、児童生徒の豊かな情操を培い、良好な人間関係を築く素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

④ 保護者の役割

- ・保護する児童生徒の教育について第一義的責任を有するものであることから、その保護する児童生徒の話を聞き、様子を見守るとともに、いじめを行うことがないよう、規範意識を養い、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むための指導を行うよう努める。
- ・保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ・国、県、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

⑤ 県民及び事業者の役割

- ・地域において児童生徒を見守り、関係者と連携協力し、児童生徒が安心して過ごせる環境づくりに努める。
- ・いじめを発見したとき、または疑いがあると思われるときは、県、市町、学校その他の関係者に情報を提供するよう努める。
- ・いじめの防止の取組を主体的に行うよう努める。
- ・児童生徒が自他を大切にする心を育み、自己肯定感が高められるよう支援に努める。

⑥ 子どもの役割

- ・自分自身を大切にするとともに、他の児童生徒の個性を尊重し、いじめのない学校生活に努める。
- ・いじめを発見した場合または疑いがあると思われるときは、傍観することなく学校や家族、友だちなどに相談するなど、主体的に行動するよう努める。

6 財政上の措置等

- ・県は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努める。

7 いじめ防止基本方針

- ・県は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのいじめ防止基本方針を定める。
- ・県は、いじめに関する状況の変化を踏まえ、必要があるときは、いじめ防止基本方針を変更する。
- ・県は、いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表する。

8 学校いじめ防止基本方針

- ・学校は、保護者や地域住民等の協力を得て、学校いじめ防止基本方針を定める。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、学校評価の結果を踏まえ取組の改善を図るよう努める。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表する。

9 いじめ防止等の組織の活用

- ・県は、三重県いじめ問題対策連絡協議会における関係機関及び団体との連携による成果、三重県いじめ対策審議会における調査及び研究の成果が、学校及び学校の設置者のいじめの防止等の対策に適切に活用されるよう必要な施策を講ずるよう努める。

10 いじめの早期発見のための措置

- ・学校の設置者及び学校は、家庭、地域と連携して、児童生徒のいじめに対する意識を高めるよう取り組むとともに、いじめを早期に発見するための定期的な調査、面談等を実施する。
- ・県は、児童生徒、保護者等が安心していじめの通報及び相談ができるより相談窓口の充実、その他必要な措置を講ずる。

11 いじめの防止のための人材確保と資質向上

- ・県は、いじめの防止、早期発見、早期対応が専門的知識に基づきに適切に行われるよう、研修等を通じた教職員の資質向上、心理、福祉等の専門的知識を有する者の確保と適切な配置を行う。

12 ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・県は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）等の特性を踏まえ、児童生徒や保護者に対して、SNSを通じて行われるいじめの防止に必要な啓発を行う。
- ・県は、SNS等を通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努める。
- ・学校の設置者及び学校は、SNSの適切な利用について、児童生徒が自ら考え、議論などをする機会の提供に努める。
- ・学校は、SNS利用の適切で安全な利用方法など、情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行う。

13 啓発活動

- ・県は、いじめの防止等に関する機関及び団体と連携協力し、いじめの防止の重要性、いじめの相談制度などについて必要な啓発を行う。
- ・県は、いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの防止等に取り組むため、いじめ防止強化月間を設ける。

14 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・県は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合でも、当該児童生徒等に対する指導などを適切に行うことができるよう、学校相互間の連携協力が図られるよう努める。

15 重大事態への対処**① 重大事態への対処**

- ・県は、県立学校で重大事態が発生した場合には、関係機関と連携して、法に規定する措置等を迅速かつ適切に行う。
- ・県は、児童生徒又はその保護者から、相談を受けた場合には、学校や関係機関による措置が迅速かつ適切に実施されるよう、当該学校や関係機関への情報提供等を行う。

② 知事による対処

- ・知事は、県立学校の重大事態に係る調査結果の報告を受けた場合は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法の規定により調査を行う。

6 三重県部活動ガイドラインの策定について

1 趣旨

部活動は、学習指導要領上、生徒がスポーツや文化、科学等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する貴重な活動であるとともに、責任感や連帯感を育み、良好な人間関係を培うなど、生徒の心身の成長に大きな役割を果たすものとして、学校教育活動の一環として行われています。

一方で、長時間にわたる練習等により、生徒の体調に支障が生じることや顧問が十分に休養を取れなくなっていること、さらに、顧問教員が未経験の種目等を担当しなければならないことなど、改善すべき課題があります。

このため、部活動運営の適正化に向け、「三重県部活動ガイドライン」(文化部活動も含めた独自の部活動ガイドライン)を策定します。

2 本県部活動ガイドライン策定に向けて

(1) 三重県部活動ガイドライン策定委員会（以下、「委員会」という）

学識経験者、県市町教育長会代表者、県立学校長会代表者、
県小中学校長会代表者、県高等学校体育連盟代表者、県中学校体育連盟代表者、
県高等学校文化連盟代表者、県中学校吹奏楽連盟代表者、県教職員組合代表者、
県P.T.A連合会代表者、県高等学校P.T.A連合会代表者、県体育協会代表者、
民間運動クラブ指導者 計 13名

(2) 第1回委員会の開催（平成29年9月8日）

- ① 現状報告（ガイドライン策定に係る国および本県の動きについて等）
- ② 意見交換（学校における部活動の課題について等）
(※ 主な意見：【別記】参照)

(3) ガイドラインの内容

第1回委員会を受け、次の項目を内容とするガイドラインを策定します。

- ・ 部活動の意義
- ・ 活動時間・休養日の設定（生徒の健全な成長の確保と教員の負担軽減）
- ・ 外部指導者の活用（地域のスポーツ人材等の活用等）
- ・ 事故防止（事故を防ぐための予測義務・回避義務）等

3 今後の予定

| | | |
|-----------|-----------------------|--------------------------------------|
| 11月 | 第2回策定委員会 教育委員会定例会 | 中間案の内容検討 中間案・策定委員会協議状況の説明 |
| 11月～12月 | パブリックコメントの実施 | |
| 12月 | 教育警察常任委員会 | 中間案・策定委員会協議状況の説明 |
| 1月下旬～2月上旬 | 第3回策定委員会 | 最終案の内容検討 |
| 3月 | 教育警察常任委員会 教育委員会定例会 | 最終案・策定委員会協議状況の説明 最終案・策定委員会協議状況の説明 |
| | 公表 | |

※ 国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」（平成30年3月末策定予定）と調整を行う。

【別記】

第1回三重県部活動ガイドライン策定委員会（平成29年9月8日（金）開催）

委員による意見交換（主な意見）について

1 生徒・顧問の意識について

- もっと部活動をやりたい生徒や休みたい生徒など、さまざまである。所属する生徒同士で意見交換を行い、納得する形で部活動の計画をたてる必要がある。
- 運動部活動においては、スポーツを楽しみたい生徒と、強くなりたい生徒が混在している。
また、指導者においても、指導が好きで、苦に感じていない人もいれば、その競技等の経験もなく、顧問を任せ困っている人もいる。
- 平日は学校の部活動、休日は地域のスポーツクラブ等で競技に励む生徒もいるため、学校の部活動としてどこまで何を担えるのか、民間のスポーツクラブがどういうところをめざすのか、という棲み分けを考えていく必要がある。

2 活動時間・顧問の負担について

- 現在、県立学校長会では、教職員の業務多忙化が部活動運営にどう影響しているのかを調査している。結果については共有したい。
- 休養日については、学校として設定することが重要と考える。また、休養日の設定方法や過ごし方について、好事例を示すと良いのではないか。
- 各校の休養日の設定については、各部において自由度を持たせることが重要である。
- 練習時間について、決まりがあるならば、時間を守らせることも指導として重要である。学校によって取組がまちまちになるのは困る。学校の実態に合わせながら、ルールを守っていくよう工夫することが必要である。
- 県内の強豪校といわれる学校では、日頃の練習に加え、土・日曜日には国体に向けた強化練習等も計画されており、多忙な指導者もいる。
- 高等学校の場合、運動部と文化部と兼ねて顧問をしている例もある。うまく分担できるときもあれば、急に引率する必要が生じて休日に休めなくなることもある。
また、部活動の指導以外にも、各協会・連盟等の業務もあり、それらも負担感の一つになっているように思われる。

3 外部指導者について

- 部活動に外部指導者を活用する場合には、学校と外部指導者がしっかりと情報共有を図りながら、双方の指導方針を摺り合わせ、生徒や保護者が納得した形で運営することが重要である。
- 先生の負担軽減のために外部指導者を入れるという考え方も理解できるが、その顧問の先生に教えてもらいたいために、その高等学校を選んでいる生徒もいる。

4 事故防止について

- スポーツを行う時間と体の痛みとの関係を調べたところ、正の相関関係があったという論文もある。
事故防止とともに、傷害の防止についても、ガイドラインに含めてはどうか。

【参考】

本県公立学校の部活動加入率等年次変化

【中学校】

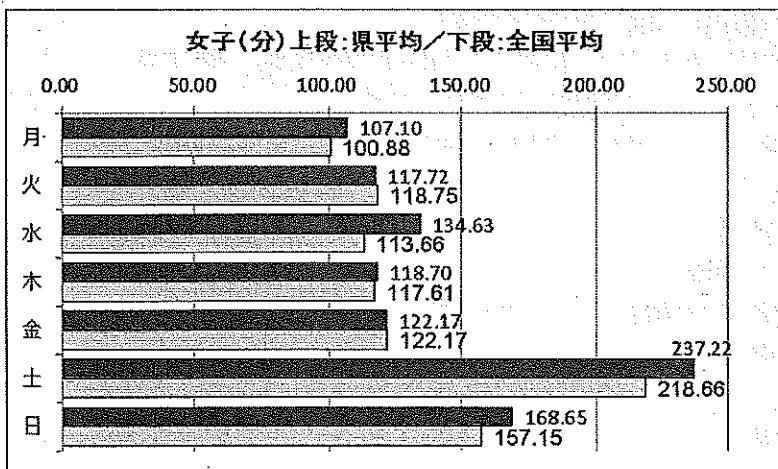
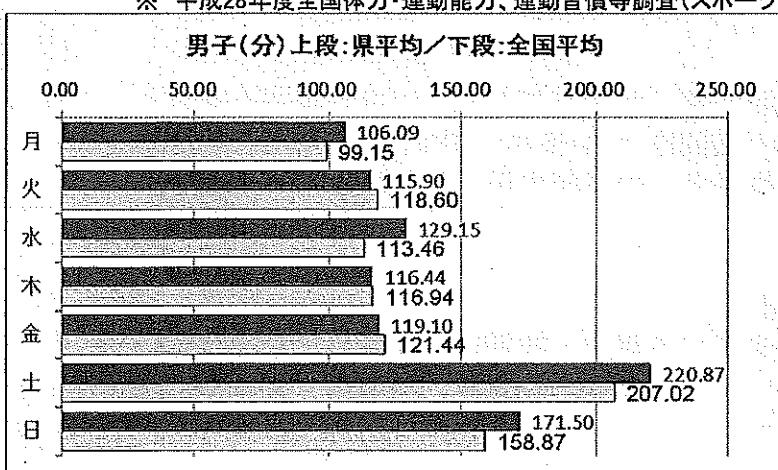
| 項目＼年度 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|----------------------------|-----------|--------|--------|
| 生徒数(人) | 49,724 | 48,665 | 47,655 |
| 平均 [運動部] 設置部数 (部) | 男子 5.5 | 5.4 | 5.4 |
| 女子 5.1 | 4.9 | 5.0 | |
| 設置種目数 | 計 20 | 20 | 19 |
| 運動部 加入率 (%) | 男 85.7 | 84.5 | 84.1 |
| 女 65.2 | 65.1 | 65.3 | |
| 全体 75.7 | 75.1 | 74.9 | |
| 文化部 加入率 (%) | 男 8.0 | 8.3 | 8.7 |
| 女 30.0 | 30.4 | 29.7 | |
| 全体 19.0 | 19.4 | 19.2 | |

本県の公立中学校および県立高等学校の部活動加入率について、ここ3年間での大きな変動は見られない状況である。

H28本県公立中学校での曜日別運動部活動実施時間（中学2年生）

※ 平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁実施)結果より

(悉皆調査・平成28年4月～7月中に実施)



○一週間の運動部活動の時間(分)

三重県平均 男子 978.61 女子 1006.02
(+43.46) (+57.42)

全国平均 男子 935.15 女子 948.60

○平日5日間の合計時間(分)

三重県平均 男子 586.45 女子 600.23
(+17.03) (+27.34)

全国平均 男子 569.42 女子 572.89

○土曜日及び日曜日の合計時間(分)

三重県平均 男子 392.16 女子 405.79
(+26.43) (+30.07)

全国平均 男子 365.73 女子 375.72

* 四捨五入の関係で、各曜日の平均の算出と一致しません。

男女とも、平日で約2時間、週休日には約3時間半ほどの活動を行っている。

7 平成30年度全国高等学校総合体育大会

300日前イベントについて

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として、生徒が広くスポーツ活動を実践し、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的に毎年度開催（全国を9つに分けてのブロック開催）されています。

こうした中、三重県を中心に東海ブロックで開催されるインターハイのPRと高校生が積極的に大会の成功に向けて取り組む姿を広く県民へアピールすることで、大会開催へ向けての機運の醸成を図ることを目的に、300日前イベントを開催しています。

1 日時および場所（中地区）

平成29年11月4日（土）13時30分～16時 イオンモール鈴鹿

2 開催内容（別添チラシ参照）

（1）高校生によるアトラクション

- ・ダンス（桑名高等学校）
- ・ハンドベル（セントヨゼフ女子学園高等学校）
- ・新体操（名張高等学校）

（2）友情の花の種伝達式

インターハイの大会を彩った草花の種（サルビアとマリーゴールド）を代々引き継ぐ（昭和52年の岡山大会から継続）セレモニーです。

南東北3県（山形県、宮城県、福島県）の高校生から、東海4県の高校生に友情の花の種を引き継ぎます。

（3）東海ブロック各県高校生活活動紹介

高校生がインターハイのPRや来県する選手・監督等へのおもてなしに向けた準備などを行う高校生活活動について、三重県、岐阜県、静岡県、愛知県の高校生がそれぞれ活動報告を行います。

（4）カウントダウンボード除幕式（制作：津工業高等学校）

県内5校の工業系高等学校が制作したカウントダウンボードのうち、津工業高等学校が制作したカウントダウンボードの除幕式を行います。

なお、10月から11月にかけて県庁や主要駅に設置します。

【制作校および設置場所】

- ・四日市工業高等学校 近鉄四日市駅
- ・津工業高等学校 J R津駅
- ・松阪工業高等学校 近鉄名古屋駅・J R松阪駅
- ・伊勢工業高等学校 近鉄宇治山田駅
- ・尾鷲高等学校 県庁

※設置日については調整中。

(5) ゲストトーク

世界柔道選手権3連覇、バルセロナオリンピック銀メダル等、世界の舞台で活躍された小川直也氏を招聘し、小川氏から競技に懸ける想いを語っていただき、インターハイをめざす高校生アスリートにメッセージをいただきます。

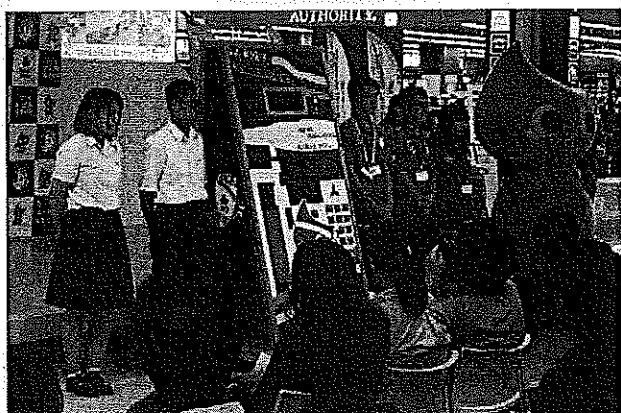
(6) その他

- ① 競技の実演、紹介、体験
- ② 競技紹介パネル、競技道具の展示
- ③ インターハイクイズ
- ④ 友情の花の種の配布
- ⑤ ゆるキャラとの写真撮影
- ⑥ ぬり絵、缶バッジ作成体験
- ⑦ メッセージフラッグの作成
- ⑧ 热中症対策PR（スポーツ飲料のサンプリング）

3 北地区における300日前イベント

300日前イベントの幕開けとして、10月1日、イオンモール東員でのイベントが行われました。

高校生が、登山競技の実演やダンス、合唱、ギター・マンドリンのアトラクション、カウントダウンボードの除幕式など、自ら企画・運営し、インターハイのPRを行いました。



カウントダウンボードの除幕



競技体験（なぎなた）

北地区高校生活活動推進委員長のコメント

「来年開催されるインターハイの三重県への観客数は約34万人と予想されており、大規模なものになる予定です。出場される選手に気持ち良くプレーしてもらうことはもちろん、三重県を訪れた方々に三重の魅力を知っていただき、三重に来てよかったですと思ってもらいたいです。来年のインターハイが成功するように、私たちはこれからも今まで以上に頑張っていきます。」

中地区プログラム

平成30年度全国高等学校総合体育大会

300日前イベント 予定プログラム 平成29年11月4日(土) イオンモール鈴鹿

| プログラム | 出演者 |
|---|---|
| セレモニー (中央コート) 【13:30~】 | 司会3名(アナウンサー1名) 130分 (生徒2名) |
| オープニング(ダンス) 開会宣言 三重県実行委員会会長挨拶 三重県高校生活活動委員長挨拶 カウントダウンボード除幕式 友情の花の種伝達式 ・南東北ブロック高校生から挨拶 ・南東北ブロックから東海ブロックへ友情の花の種伝達 ・東海ブロックから南東北ブロックへ記念品贈呈 ・東海ブロック高校生からお礼の挨拶(県推進委員会副委員長) | 桑名高校ダンス部 四日市工業高校 曾根誠太朗 鈴木知事 桑名高校 西山 莉子 鈴木知事、西山委員長 他 南東北3県・東海4県代表生徒(各1名) 山形県高校生活活動推進委員会生徒 |
| アトラクション(新体操) 高校生活活動紹介(愛知県) 高校生活活動紹介(静岡県) 高校生活活動紹介(岐阜県) アトラクション(合唱、鼓笛隊等) 高校生活活動紹介(三重県) 草花装飾発表、来場者に種を配布 アトラクション(ハンドベル) | 三重県高校生活活動推進委員会生徒 名張高校新体操部 愛知県高校生活活動推進委員会生徒 静岡県高校生活活動推進委員会生徒 岐阜県高校生活活動推進委員会生徒 幼稚園or小学校(鈴鹿市内で調整中) 三重県高校生活活動 生徒委員 三重県立四日市農芸高校 セントヨゼフ高校 ハンドベル部 |
| 小川直也氏によるゲストトーク 競技の紹介、実演、体験 ・三重県で開催される14競技の中から、2~3競技程度を選んで競技の紹介・実演・体験 体験した参加者には、プレゼントを予定 例) ・柔道(技の紹介、投げ技の実演) ・ウェイトリフティング(重量の軽いバーベルを体験後、競技の半分程度の重量のバーベルを体験) ⇒体験後重さ当てクイズ ・バレーボール、ハンドボール、水球、サッカー、ソフトテニスのボールの重さ当てクイズ | 小川直也氏(ゲスト) 生徒委員 2名 H29インターハイ出場校・選手 |
| 【15:10~】 【15:35~】 【15:40】 | インターハイ選手を囲んでの集合写真(吹き抜けからの撮影) 閉会宣言 |
| その他 (北コート) 【13:30~ 16:00】 | 現在内容を検討中 ・メッセージフラッグ(北→南→中へのリレー) ・ゆるキャラ写真撮影(ウイニンくん)、開催市町の紹介 ・競技ルールのパネル、競技道具の展示 ・高校生活活動取組展示 ・手づくり記念品の展示 ・草花試験栽培等のパネル展示 ・ウイニンくんのぬりえコーナー ・熱中症対策PR(ポカリスエットのサンプリング) |

8 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成28年度分)

<県の評価等>

1 指定管理者の概要等

| 施設の名称および所在 | 三重県立鈴鹿青少年センター(鈴鹿市住吉町南谷口) | 施設所管部名 | 教育委員会 |
|-----------------|--|--------|-------|
| 指定管理者の名称等 | 公益財団法人三重県体育協会 理事長 東地 隆司(鈴鹿市御園町1669番地) | | |
| 指定の期間 | 平成25年4月1日から平成30年3月31日 | | |
| 指定管理者が行う管理業務の内容 | ①センター条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②センター施設等の利用の許可等に関する業務 ③センター利用料金の收受等に関する業務 ④センターの施設等の維持管理および修繕に関する業務 ⑤センターの管理上必要と認める業務 | | |

2 施設設置者としての県の評価

| 評価の項目 | 指定管理者の自己評価 H27 H28 | 県の評価 H27 H28 | | コメント |
|---------------|-----------------------|-----------------|-----|---|
| | | H27 | H28 | |
| 1 管理業務の実施状況 | B B | | | 多様な創作体験活動メニューを利用者に提供するとともに、幅広い年齢層が利用できる主催事業(25事業)を実施しており、協定に定める20事業以上を実施している。新規事業(親子でチャレンジ・飾り巻き寿司)を計画したことも評価できる。 また、施設の維持管理では、利用者からの意見や要望に即座に対応し修繕に取り組み、協定で取り交わした業務計画に基づき実施できたと評価する。 |
| 2 施設の利用状況 | A A | - | - | 2交代制勤務を継続して行い、施設利用時間の延長を行うことで利用サービスの向上に努めている。また、利用者満足度など独自の成果目標を設定し、達成に向け取り組んでいる。利用者からの指摘や提案などについて可能なものは直ちに対応するよう努めており、施設の利便性向上に積極的に取り組んでいる点も評価できる。しかし、閑散期の利用者の増大にさらなる改善の余地がある。 |
| 3 成果目標およびその実績 | A A | - | - | 施設延利用者数については、成果目標73,300人に対して74,062人、定員稼働率も成果目標26.5%に対し27.2%となっており、ともに成果目標を達成できているものの、前年度の実績(75,946人)は下回っている。 |

※「評価の項目」の県の評価：
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

| | |
|--------|--|
| 総括的な評価 | <ul style="list-style-type: none"> ●各種キャンプおよび自然科学教室、伝統工芸品の創作体験プログラムなど幼児から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業の実施や、センターの魅力を伝えるセンターフェスタを地域の各種団体等と共に実施するなど、利用者サービスの向上と施設の周知拡大に努めている。また、今年度は新規主催事業を実施したり、主催事業の見直し等も行い事業改善に努めた。 ●施設設備の維持管理については、専門性を必要とする管理業務や修繕は外部に委託して適切に安全管理を行なうとともに、職員で対応可能なものは独自で修理するなど経営努力に努めている。 ●利用許可や料金収受に関する業務について、公正および公平性の確保に留意し適切に行なっている。また、利用者アンケートを実施するとともに、利用者から直接意見や要望を聞き取りサービスの改善や向上につなげている。 ●成果目標については、施設延利用者数、定員稼働率ともに目標数値を上回り、成果目標を達成することができた。 |
| | <p>このように、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金収受および利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたと評価できる。なお、施設設備の修繕については、引き続き経年劣化を適切に把握し、緊急度に応じて対応可能なものから計画的に実施していただきたい。</p> <p>また、課題である閑散期対策として、複数の県立施設の指定管理者として長年培ってきた当該法人の知識や経験、情報を活かし、冬場でも行われるスポーツ合宿をはじめ企業などさまざまな団体の集団宿泊研修のさらなる誘致を期待したい。利用のない市町の教育委員会に活用の案内を行ったり、県立高校へ案内を行ったりするなど青少年の利用の拡大も期待したい。</p> |

<指定管理者の評価・報告書(平成28年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県体育協会

1 管理業務の実施状況および利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 鈴鹿青少年センター条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- ・管理施設の利用および指導業務、青少年又は青少年育成関係者への研修業務、利用許可等に関する業務、利用料金の收受等に関する業務、施設等の維持管理および修繕に関する業務を実施した。
- ・利用および指導業務では、原則として宿泊する全ての団体に対してオリエンテーションを実施し、利用方法の説明を行った。指導面では利用団体の生活面だけでなく、センター職員が創作活動の講師等も行い研修活動を支援した。
- ・青少年または青少年育成関係者への研修業務では、25の主催事業を開催した。小学校低学年から一般まで幅広い層にわたって、自然体験活動および生涯学習の場を提供することができた。
- ・利用許可および利用料金の收受等に関する業務では、利用許可の基準・利用料金の納入方法等を定め、あらかじめ基準を利用者に明示し、適正に運用した。
- ・利用者アンケートで寄せられた意見や職員からの提案等対応可能な箇所から適宜対応を行うことで、施設の利便性向上を図った。

② 施設および設備の維持管理および修繕に関する業務

- ・平成28年度は総額10,543,344円の修繕を実施した。平成27年度と比較すると約79万円減額となった。宿泊棟ベッドの塗装を職員が行うなど、対応可能な箇所は職員が対応したことであくまで宿泊室の費用表替え、洋式トイレへのウォシュレット設置、宿泊室エアコンについて更新等を行ったことによる。
- ・大規模な修繕が必要となる箇所のリストを作成し、三重県教育委員会と情報共有を行っている。
- ・良好な施設の提供やサービス向上のため、四半期程度の修繕一覧を三重県教育委員会に報告し、計画に基づき適切に修繕を実施した。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・人権尊重社会を目指し、職員の意識向上を図るため研修会を実施した。多くの人が平等に利用可能であるようユニバーサルデザインに努めた。
- ・次世代育成支援の一環として、文化室について利用者の希望に応じて託児室として貸出できる体制を確保した。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・情報公開については、平成12年度に「公益財団法人三重県体育協会情報公開実施要領」を策定しており、これに基づき対応を行っている。
- ・個人情報については、平成17年度に「公益財団法人三重県体育協会個人情報保護実施要領」を策定しており、これに基づき個人情報の取扱いを行っている。また、個人情報保護方針のホームページ掲載や館内掲示、申込書等には、個人情報の取扱いを明示している。施設内での個人情報が掲載された申請書等は、外部へ漏洩しないように保管ロッカーは施錠し、職員一同で厳重に注意し、保管・管理を行っている。
- ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行に伴い、公益財団法人三重県体育協会特定個人情報取扱規程を整備した。
- ・平成28年度における情報開示請求はなく、個人情報の漏洩もなかった。

⑤ その他の業務

- ・鈴鹿市小中学校長会および鈴鹿市教育委員会に対して、市内小中学校は青少年センターを利用するよう要望書を提出した。また、今年度は鈴鹿市内の未利用小学校を職員が直接訪問し、施設利用のPRを行った。
- ・閉散期対策として、例年2月、3月に利用している団体で受付記録のない団体に対して施設の空き状況を添えたダイレクトメールを1月に送付した。また、三重県私立幼稚園協会を経由して、県内幼稚園に野外体験保育に関する調査資料を添えて施設パンフレットを配布し施設PRを行った。

(2) 施設の利用状況

| 〈目標〉 | 〈実績〉 |
|-----------------|-----------------|
| 施設延利用者数 73,300人 | 施設延利用者数 74,062人 |
| 定員稼働率 26.5% | 定員稼働率 27.2% |

施設利用者の受け入れについては、基本協定書第9条に基づき利用許可基準を定め、三重県行政手続き条例および三重県立鈴鹿青少年センター条例に基づき適正に処理した。平成28年度は不許可となる事例はなかった。

2 利用料金の収入の実績

- ・センターで独自に定めた平成28年度の目標施設利用料40,601千円に対して、平成28年度実績は45,225千円となり、目標値から4,624千円増となった。
- ・利用料金の免除
保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として利用する場合は、引率指導者は被引率料金とし、研修室料金の免除を行った。また、学校行事の場合を除き、3歳以下の乳幼児利用は免除とし、平成28年度の利用料金免除額は1,415,890円となった。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

| 収入の部 | | | 支出の部 | | |
|--------------|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|
| | H27 | H28 | | H27 | H28 |
| 指定管理料 | 66,669,000 | 67,436,000 | 事業費 | 4,089,272 | 4,511,380 |
| 利用料金収入 | 44,932,480 | 45,225,483 | 管理費 | 102,885,443 | 102,592,709 |
| その他の収入 | 3,765,386 | 4,423,826 | その他の支出 | 3,473,537 | 6,867,914 |
| 合計 (a) | 115,366,866 | 117,085,309 | 合計 (b) | 110,448,252 | 113,972,003 |
| 収支差額 (a)-(b) | 4,918,614 | 3,113,306 | | | |

※参考

| | |
|---------|-----------|
| 利用料金減免額 | 1,415,890 |
|---------|-----------|

4 成果目標とその実績

| | | |
|------------|---|---------|
| 成果目標 | 施設延利用者数 | 73,300人 |
| | 定員稼働率 | 26.5% |
| 成果目標に対する実績 | 施設延利用者数 | 74,062人 |
| | 定員稼働率 | 27.2% |
| 今後の取組方針 | 臨時休業を伴う工事があったことから、平成28年度は宿泊人数が減少したが、結果として成果目標は全て達成することが出来た。 鈴鹿市内の小中学校利用も増えてきていることから、繁忙期以外の利用提案も含め利用促進先の拡大を検討していく。 継続して実施している事業の見直しや新規プログラムの検討および試行を行い体験活動の機会を出来る限り提供できるようにする。 | |

5 管理業務に関する自己評価

| 評価の項目 | 評価 | | コメント |
|---------------|-----|-----|---|
| | H27 | H28 | |
| 1 管理業務の実施状況 | B | B | <ul style="list-style-type: none"> ・第2期指定管理者から継続している2交代制勤務を継続して行い、利用者への対応可能時間を延長することで利用者サービスの向上に努めた。 ・施設維持管理では、省エネ化を図るようLED電球の導入やサービスを低下させない範囲で利用団体に対して省エネの呼びかけを行い、また、利用団体がいない日は館内消灯と空調停止を行い省エネと経費削減に努めた。 ・平成25年度に発足した三重県青少年施設協議会の事業として、3施設合同のイベントを継続して開催(子ども体験遊び「リンピックinみえ」)し職員間の交流を図るとともに、協議会で研修を行い職員の資質向上を図った。 ・大規模な修繕等の一部について、平成28年度は継続してトイレの部分改修に加え、宿泊室エアコンの一部更新を行い、ハード面の充実に努めた。 |
| 2 施設の利用状況 | A | A | <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊利用に関しては、利用者アンケート等の意見や要望について対応可能な箇所から随時対応し、また、職員が利用者の視点に立って事前準備を行い、活動しやすい施設を提供をすることを心がけた。このことによりサービスの向上につながり、利用者の定着化を図ることができ、定員稼働率の向上につながった。 ・日帰り利用に関しては、会場確保に苦慮している音楽系団体の利用について、他団体に影響の出ない範囲で受入を行い、定期的に利用する団体の増加を図った。また、平成28年度は四日市のスポーツ施設が改修で利用できなかったことを受けて駅伝大会等が隣接する青少年の森公園で開催されその本部や控室としての利用があった。 ・閉散期にはスポーツ合宿の受入を行うことができるよう本協会指定管理施設との調整や、本協会所有施設のスポーツマンハウス鈴鹿との情報共有を図り、受入の促進を図った。 ・毎年開催されるイベントのスケジュールが変わると宿泊人数の大幅な増減が出やすいことからイベント情報を事前に入手し対策を講じていく必要がある。 |
| 3 成果目標およびその実績 | A | A | <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業を伴う工事が行われたことにより平成28年度は延べ利用者人数および宿泊人数が減少したが、結果として定員稼働率は達成することが出来た。 ・少子化が進み、学校の集団宿泊利用人数が減少していることをふまえると、地域で活動する団体の受入を行うことで利用者の確保に努めたい。 |

※評価の項目「1」の評価：
「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：
「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

| | |
|--------|--|
| 総括的な評価 | <ul style="list-style-type: none">・第3期指定管理者として、職員のサービス意識やコスト意識が向上し、各職員が自らの役割を認識した上で利用者に対して接することができるようになった。・経費を抑制するためには、専門的な場合を除き、可能な限り職員や設備管理員で対応を行う必要がある。ここ数年そういった意識が職員に定着し、空き時間等を活用して簡易な修繕などを行うようになった。・社会教育施設という役割もあるが、サービス業である宿泊施設という意識が出てきたことで、利用者が使いやすい施設提供を心がけるようになった。 |
|--------|--|

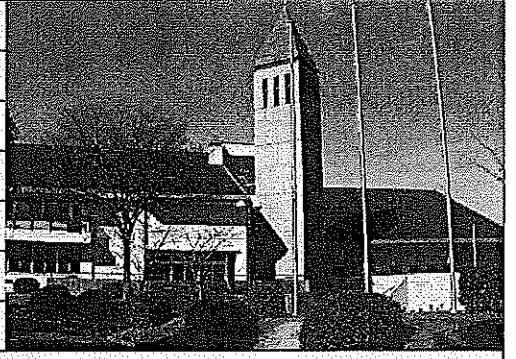
参考

鈴鹿青少年センターについて

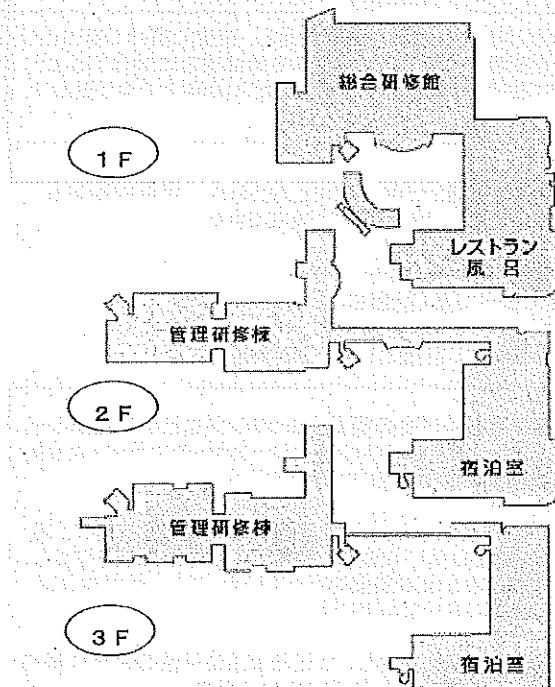
1. 目的

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。

2. 施設の概要

| | | |
|--------|------------------------------------|--|
| 所在地 | 鈴鹿市住吉町南谷口 |  |
| 開始年 | 昭和 60 年 | |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造等 3階建て等 | |
| 宿泊定員 | 368 名 | |
| 延床面積 | 6,477.07 m ² | |
| 土地面積 | 20,070.08 m ² | |
| 指定管理者 | 公益財団法人 三重県体育協会 | |
| 指定管理導入 | 平成 18 年度～ 現在3期目(平成 25 年度～平成 29 年度) | |

3. 施設設備内容



| | |
|---------|--|
| 管理研修棟 | 事務室・所長室・会議室・保健室・文化室・宿直室・創作室・OR 室・大研修室・研修室・談話コーナー |
| 宿泊サービス棟 | 食堂・ホール・大浴場・小浴場・身体障害者用浴室・談話コーナー・宿泊室(和室、洋室)・リーダー室 |
| 総合研修館棟 | エントランスホール・ステージ・フロア(テニスコート1面、バレーコート2面、バドミントンコート3面) |
| その他(屋外) | 野外ステージ・つどいの広場・駐車場 |
| 主な備品 | ピアノ・電子オルガン・ビジュアルプロジェクター・パソコン・プロジェクター・オリエンテーリング用具・野外炊飯用具一式・キャンドルサービス用具・天体望遠鏡・各種スポーツ用具など |

4. 利用料

(単位:円)

| △ | 宿泊利用料(1人1泊) | | | | | | | | 体育館(総合研修館) | | | 研修室 | | | |
|-----------------------|-------------|-----|------------|-----|------|-------|------------|-------|------------|------|-------|-------|-------|------|--------|
| | 県内 | | 県内(11月～2月) | | 県外 | | 県外(11月～2月) | | 通常利用 | 宿泊利用 | 料金単位 | 通常利用 | 宿泊利用 | 料金単位 | |
| | 青少年 | その他 | 青少年 | その他 | 青少年 | その他 | 青少年 | その他 | | | | | | | |
| | 小中以下 | 高校等 | 小中以下 | 高校等 | 小中以下 | 高校等 | 小中以下 | 高校等 | | | | | | | |
| 鈴鹿青少年センター 宿泊定員368名 | 510 | 920 | 1,540 | 310 | 620 | 1,030 | 1,030 | 1,850 | 3,080 | 620 | 1,240 | 2,060 | 1,850 | 920 | 1時間当たり |
| | | | | | | | | | | | | | | | 1時間当たり |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

<県の評価等>

施設所管部名 教育委員会

1 指定管理者の概要等

| | |
|-----------------|---|
| 施設の名称および所在 | 三重県立熊野少年自然の家（熊野市金山町1577番地） |
| 指定管理者の名称等 | 有限会社 熊野市観光公社 代表取締役 奥田博典（熊野市井戸町653-12） |
| 指定の期間 | 平成25年4月1日～平成30年3月31日 |
| 指定管理者が行う管理業務の内容 | ①少年自然の家条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務 ③少年自然の家の利用料金の收受に関する業務 ④少年自然の家の施設等の維持管理および修繕に関する業務 ⑤少年自然の家の管理上必要と認める業務 |

2 施設設置者としての県の評価

| 評価の項目 | 指定管理者の自己評価 | | 県の評価 | | コメント |
|---------------|------------|-----|------|-----|---|
| | H27 | H28 | H27 | H28 | |
| 1 管理業務の実施状況 | B | B | | | 地域の豊かな自然等を活かした、スタートウォッティング、真夏のロングキャンプ等さまざまな主催事業（21事業）を実施しており、基本協定に定める20事業以上を実施するとともに、全国こども遊びの日（紀南レクリエーション協会）、遊びリンク（四日市少年自然の家、鈴鹿青少年センター）等、関係団体との共催事業を11事業実施するなど施設周知と利用拡大に努めている。 また、新しい事業（古代の暮らしを体験しよう）の開発および自然の家会員向けにメールマガジンを発行するなど、リピーターの維持に努めている。 施設の維持管理については、優先度を定めた効率的な修繕計画に沿った修繕を行うとともに、職員で対応できる修繕は自分たちで行うなど、経費削減に取り組んでおり、協定で取り交わした業務計画を順調に実施出来たと評価する。 |
| 2 施設の利用状況 | B | B | | | 延宿泊者数や利用者満足度など独自の成果目標を設定し、達成に向けて努力している点や、利用者からの指摘や提案などについて可能なものは直ちに対応するよう努めている点、開所日の拡大に取り組むなど、利用者サービスの向上に取り組んでいる点を評価する。 |
| 3 成果目標およびその実績 | B | B | | | 施設延利用者数については、成果目標27,500人に対し29,153人、定員稼働率も17.0%の目標に対し、17.3%となっており、成果目標は達成できた。 |

※「評価の項目」の「+」（プラス）→ 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」（マイナス）→ 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」（空白）→ 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

| | |
|--------|---|
| 総括的な評価 | <ul style="list-style-type: none"> ●野外活動等の体験プログラムやアウトドア親子お料理教室および春の野草ウォッキングなど小学生から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業を開催している。また、子ども遊びの日やシーカヤックマラソン大会等地域の各種団体と連携した共催事業も随时実施し、施設周知と利用者拡大に努めている。 ●施設設備の老朽化に伴う修繕を計画的に実施し、専門性を有する維持管理業務は外部委託とするなど施設設備の安全管理に努めている。特に野外遊具など利用頻度の高い設備は、職員による日常点検を徹底し、緊急度の高いものは最優先で修繕を行ななど安心して利用できる環境整備を行っている。また、利用者アンケートに寄せられた課題に対して速やかに対応策を講じ改善に取り組んでいる。 ●利用者への対応は、利用許可や料金収受に関する業務を適切に実施し、公正および公平性の確保に努めるとともに、独自の成果目標（延宿泊者数および利用者満足度）を設定し達成に向けて努力している。 ●成果目標については、施設延利用者数は目標よりも1,653名多く、定員稼働率についても、0.3ポイント高く、当初の目標を達成できた。 |
| | <p>このように、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金収受および利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたと評価できる。今後も、学校教育やその他の関係機関と連携した自然体験活動の充実に取り組みながら、利用者サービスの向上と利用者拡大に引き続き取り組んでいただきたい。また、閑散期対策として、スポーツクラブ、文化クラブの合宿をはじめとして集団宿泊研修のさらなる誘致を期待したい。</p> |

<指定管理者の評価・報告書(平成28年度分)>

指定管理者の名称：有限会社 熊野市観光公社

1 管理業務の実施状況および利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①熊野少年自然の家条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- ・青少年および社会教育関係団体の施設の利用、指導業務、利用許可、料金収受および関係者への研修業務等に関する業務を実施した。
- ・利用団体にはオリエンテーションを行い、生活面の助言、創作活動および野外活動等での講習を行い研修活動を支援した。
- ・主催事業および共催事業では、真夏のロングキャンプ、親子お料理教室、ニュースポーツおよびスポーツ冠大会等を開催、または共催し、幼児から一般まで幅広く青少年の健全育成と生涯学習を実施した。また、新規事業として「古代の暮らし体験」を開催し、地域住民とも交流する場を設けた。
- ・利用申請、利用許可および利用料金収受等に関する業務については、取扱い基準、利用料金の納入方法等を定め適正に運用した。
- ・「イベントのご案内」を作成し、東紀州地域を中心に小学校40校へ配布するなど施設PRに努めるとともに、ホームページを通じた情報発信とメールマガジンの配信を行った。また、地元CATV等を活用して主催事業のPRを積極的に行ったり、スタッフブログにより、テレビや新聞では伝わらないく熊野少年自然の家の今>を伝えるなど情報発信の充実に努めた。
- ・鈴鹿青少年センター、四日市少年自然の家とともに3団体で職員の研修会を実施するとともに、相互事業間交流(オープンデー等)、また、運営方法について情報交換を行うことで職員の自己啓発にもつながった。

②施設および設備の維持管理および修繕に関する業務

- ・利用者アンケートに寄せられた意見や職員の提案等により施設改善を実施した。
- ・老朽化に伴う施設設備の整備を積極的に実施し、平成28年度の修繕費の支出額は5,916,440円を要し、宿泊室の絨毯設置等を中心に整備した。また、例年どおり緊急性を要するアスレチック等の物件については、速やかに修繕を実施した。
- ・短期(1年)および中長期(3年以上)等の修繕計画を立て、大規模修繕については、県に協議報告するとともに、小破修繕については、指定管理者において計画的に修繕を実施した。
- ・平成29年度においてもアスレチックを中心とした修繕や野外炊事場防風ネットの設置等を計画しているところである。

③県施策への配慮に関する業務

- ・三重まるごと自然体験フェアに出展し、施設のPR活動に努めた。
- ・紀南地域活性化局と連携し、亀山市教委、鈴鹿市教委、四日市市教委を訪問し営業活動を行った。
- ・地元中学校2校の「職場体験活動」への協力依頼を受け、生徒7名を施設に受け入れ、自然の家の日常的な仕事を体験させた。
- ・鈴鹿青少年センターへの協力事業として、「第5回センターフェスタ」、また四日市少年自然の家の協力事業として「四日市少年自然の家森のオープンデー」に参加するとともに、当施設が開催した「オープンデー」にも2団体に参加いただき3施設間の連携を強めた。また、3団体、各々の施設において「遊びりんピック」を開催し賑わいをみせた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・平成22年4月1日から施行している「三重県立熊野少年自然の家の管理に関する情報公開実施要領」に基づき実施している。なお、平成28年度においては、開示請求および情報漏えいはなかった。
- ・三重県が開催する情報公開・個人情報保護制度初任者研修会に職員を派遣し、制度の正しい理解と運用に努めた。

⑤その他の業務

- ・特になし

(2) 施設の利用状況

| <設定目標> | | 実績 | 延施設利用者数 | 29,153人 |
|---------|---------|-------|---------|---------|
| 延施設利用者数 | 27,500名 | 定員稼働率 | 17.3% | |
| 定員稼働率 | 17.0% | | | |

- ・施設利用者の受け入れについては、基本協定書第9条に基づき利用許可基準を定め、三重県行政手続条例および三重県立熊野少年自然の家条例に基づき適正に処理した。平成28年度は、不許可となる事例はなかった。

2 利用料金の収入の実績

| |
|---|
| ・利用料金収入目標額6,845千円に対し、平成28年度実績5,467千円であった。 |
| ・学校クラブ、学校研修等で利用する場合、引率者に対し利用料金の減額を適用した。(利用料金の減免額358,080円) |

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

| 収入の部 | | | 支出の部 | | |
|--------------|------------|------------|--------|------------|------------|
| | H27 | H28 | | H27 | H28 |
| 指定管理料 | 42,285,000 | 42,331,000 | 事業費 | 2,346,354 | 2,351,557 |
| 利用料収入 | 5,916,264 | 5,467,805 | 管理費 | 44,072,309 | 43,633,978 |
| その他の収入 | 269,965 | 306,614 | その他の支出 | 2,051,356 | 2,090,853 |
| 合計 (a) | 48,471,229 | 48,105,419 | 合計 (b) | 48,470,019 | 48,076,388 |
| 収支差額 (a)-(b) | 1,210 | 29,031 | | | |

※参考

| | |
|---------|---------|
| 利用料金減免額 | 358,080 |
|---------|---------|

4 成果目標とその実績

| | |
|------------|--|
| 成果目標 | 延施設利用者数 27,500人 |
| | 定員稼働率 17.0% |
| 成果目標に対する実績 | 延施設利用者数 29,153人 |
| | 定員稼働率 17.3% |
| 今後の取組方針 | 東紀州地域では過疎化の波が激しく、休校になる小中学校も少なくない。それに伴い施設の設置目的である小中学校の「集団宿泊体験研修」も年々減少の傾向にある。現在、東紀州地域外からの研修利用は数校しかないので、今後は県内外からの誘致を図り、積極的な営業活動を展開していきたい。また、連携団体とともに、この地域の持つ文化や歴史、豊かな自然の魅力を発信し、利用者拡大に繋げていきたい。 |

5 管理業務に関する自己評価

| 評価の項目 | 評価 | | コメント |
|---------------|-----|-----|---|
| | H27 | H28 | |
| 1 管理業務の実施状況 | B | B | 「利用者アンケート」で指摘された意見等があれば、事業実施に関するものは、指導系職員を中心に内部で検討し、改善できるものは直ちに着手するとともに、施設設備の維持管理については、職員で対応できる修繕等は、なるべく外注せずに自分達で行うなどコスト削減に努めた。ただし、平成27年度と同様に、専門性を要する事業については、外部委託とした。また、施設の情報発信として、自然の家会員登録者制度を利用し、当該会員向けにメールマガジンを発行するなどリピーターの確保に努めた。また、スタッフブログでは、実施した主催・共催事業の活動報告を掲載し、今後の参加を呼び掛けた。 |
| 2 施設の利用状況 | B | B | 県内の小中学校による「集団宿泊体験研修」を中心に、スポーツ・文化クラブの合宿の拠点として活用された。また、交通アクセスが良くなったこともあり、遠足の目的地として利用する小学校も年々増加している。主催事業においては、幼児から一般まで幅広い層が参加可能な事業を行うとともに、地域団体と連携して、体育室、芝生広場等を開放して利用者の拡大を図るとともに「オープンデー」を開催し、広くPRに努めた。 |
| 3 成果目標およびその実績 | B | B | 成果目標 延施設利用者27,500人に対し29,153人 定員稼働率17.0%に対して17.3%だった。 |

[A] → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

※評価の項目「1」の評価 : [B] → 業務計画を順調に実施している。

[C] → 業務計画を十分には実施できていない。

[D] → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

[A] → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

※評価の項目「2」の評価 : [B] → 当初の目標を達成している。

[C] → 当初の目標を十分には達成できていない。

[D] → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

| | |
|--------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標で定めた延利用者数および定員稼働率は大変厳しい中なんとか達成することが出来た。本年度においても達成を目指して取り組んでいきたい。 平成29年度成果目標 延施設利用者数27,500人 定員稼働率 17.0% |
| 総括的な評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業の開催にあたっては、平成25年度から実施している東紀州エリア、隣接する和歌山県新宮市内の小学校へのチラシ配布を継続するとともに、ZTV等のメディアを通して募集活動を行った。また、応募過多の事業については講師と協議し、二度目の開催も検討し、企画したが、天候不良により中止となった。年度内に新規事業として「古代の暮らし体験」を実施した。 ・市、県および地域の連携団体と協力して事業を展開した。開催事業を地方紙等に掲載することで、施設の認知度アップに努めるとともに、ブログ等においても情報発信に努めた。 ・「利用者アンケート」を入所の全団体を対象に行い、要望を把握し、直ちに改善できる事については対応し、サービスの向上に努めた。また、コピー用紙の両面利用や昼休みの消灯等徹底したコストの削減を行った。 ・施設設置目的である小中学校の宿泊研修の場として、県内外からも利用していただけるよう営業活動にも力を入れて取り組んでいきたい。また、スポーツ、文化クラブの合宿基地としての役目も担っていきたい。 ・施設の維持管理については、修繕計画を立て優先順位をつけて修繕を実施した。平成28年度においては宿泊室の絨毯の取替修理を実施した。また、平成29年度においては、野外炊事場に防風ネットの設置を予定している。 ・利用者の安全確認のため、「危機管理マニュアル」、「災害対策応急マニュアル」を作成し、職員全員が携帯し備えた。迅速、的確な対応をすることができるよう心がけるとともに、防災研修(AED取扱い)を実施した。 ・業務の執行は、事業計画書に示された内容に基づいて取り組むとともに、職員一人一人が複数の業務を執行できるように体制づくりを行った。また、業務の目標を明確に掲げ、達成に向けての取組のプロセスや結果を検証し、評価・改善しながら効率的で効果的な運営に努めた。 |

参考

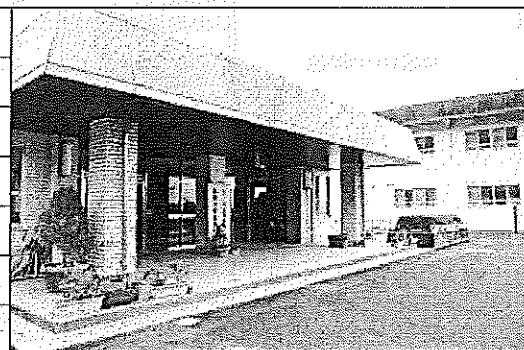
熊野少年自然の家について

1. 目的

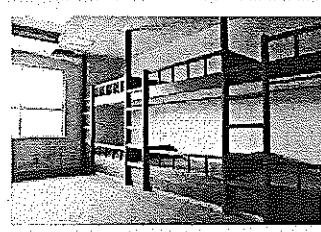
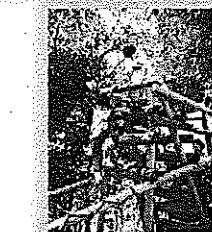
優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図る。

2. 施設の概要

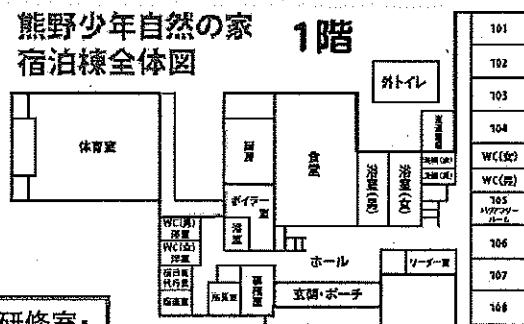
| | |
|--------|------------------------------------|
| 所在地 | 熊野市金山町 1577 |
| 開始年 | 昭和 52 年 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造等 2階建て等 |
| 宿泊定員 | 200 名 |
| 延床面積 | 2,544.30 m ² |
| 土地面積 | 20,375.08 m ² |
| 指定管理者 | 有限会社 熊野市観光公社 |
| 指定管理導入 | 平成 22 年度～ 現在2期目(平成 25 年度～平成 29 年度) |



3. 施設設備内容

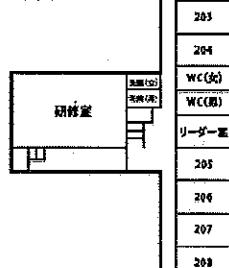


熊野少年自然の家 1階
宿泊棟全体図



| | |
|---------|---|
| 宿泊棟 | 玄関ホール・宿泊室・リーダー室・研修室・体育室・浴室・食堂・洗濯機置き場 |
| 野外の施設 | 天体観測室・野外炊事場・囲炉裏小屋 |
| その他(屋外) | フィールドアスレチック・ふれあい広場・駐車場 |
| 主な備品 | プロジェクト・卓球・バドミントン・ペタンク・ニチレクボール・インディアカ・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ・ユニカール・キンポール・フライングディスクゴルフ・テント・寝袋・野外炊事道具一式・天体望遠鏡(口径 45 センチ・13 センチ)双眼鏡・実体顕微鏡 |

2階



4. 利用料

(単位:円)

| | 宿泊利用料(1人1泊) | | | | | | 体育館(総合研修館) | | | 研修室 | | | |
|----------------------|-------------|-----|------|-----|------|------|------------|------|------------|------|------|------------|------|
| | 県内 | | 県外 | | 通常利用 | 宿泊利用 | 料金単位 | 通常利用 | 宿泊利用 | 料金単位 | 通常利用 | 宿泊利用 | 料金単位 |
| | 青少年 | その他 | 青少年 | その他 | | | | | | | | | |
| | 小中以下 | 高校等 | 小中以下 | 高校等 | | | | | | | | | |
| 熊野少年自然の家 宿泊定員200名 | 270 | 270 | 750 | 270 | 270 | 750 | 320 | 160 | 1時間 当たり | 170 | 80 | 1時間 当たり | |

9 指定管理者選定の進捗状況について

1 概要

平成30年4月1日からの、三重県立鈴鹿青少年センターおよび三重県立熊野少年自然の家の指定管理者を公正かつ適正に選定するため、外部の学識経験者等による三重県教育委員会指定管理者選定委員会を設置し、審査等を行っています。

2 選定委員（敬称略）

| | | |
|-------|--------|---------------------|
| 委員長 | 時安 和行 | (至学館大学 学科長・教授) |
| 委員長代理 | 山下 謙一郎 | (公認会計士) |
| 委 員 | 小川 国彦 | (三重県小中学校長会副会長) |
| 委 員 | 室谷 隆子 | (三重県小中学校長会副会長) |
| 委 員 | 服部 久司 | (日本ボーイスカウト三重連盟事務局長) |
| 委 員 | 宮崎 由美子 | (公募委員) |

3 進捗状況

| | |
|---------------|--|
| 6月 30日 | 第1回選定委員会開催（募集要項、選定方法、審査基準、配点表の審議等） |
| 8月 3日 | 第2回選定委員会開催（募集要項、選定方法、審査基準、配点表の決定、現地視察） |
| 8月 7日～9月 7日 | 募集要項の配布 |
| 8月 18日、21日 | 現地説明会開催 |
| 現地説明会当日～9月 7日 | 募集要項等に対する質問の受付 |
| 9月 15日～9月 22日 | 申請書受付 |
| 10月 3日 | 第3回選定委員会開催（ヒアリング審査） |

4 選定委員会での審議内容等

（1）第1回選定委員会

募集要項、選定方法、審査基準、配点表や、指定管理候補者選定までのスケジュール等について審議を行いました。

今回の募集では、施設の安全管理に努め、利用者の視点に立ち効果的かつ効率的な管理運営を行うとともに、社会教育関係団体やその他多様な主体と連携しながら、地域の特性を活かした多様なプログラムを開発し、体験学習の機会の拡充と利用者の拡大に努めることとしました。

（2）第2回選定委員会

指定管理者選定に係る審査基準・配点表等を決定し、審査の充実を図るため現地視察を行いました。

（3）第3回選定委員会

指定管理候補者に対し、ヒアリング審査を行いました。

会議の開催結果をホームページに掲載し、審査の透明性の確保を図ります。

5 申請の状況

(1) 鈴鹿青少年センター

①現地説明会参加者団体数 1団体

②申請者

公益財団法人 三重県体育協会（鈴鹿市御園町 1669 番地）

(2) 熊野少年自然の家

①現地説明会参加者団体数 1団体

②申請者

有限会社 熊野市観光公社（熊野市井戸町 653 番地 12）

6 今後の予定

平成 29 年 10 月 17 日 第 4 回選定委員会開催（最終審査）

平成 29 年 11 月 指定管理者の指定に係る議案提出

平成 30 年 1 月～3 月 指定管理者と基本協定書および年度協定書の締結

平成 30 年 4 月 指定管理開始

（指定管理期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日）

<参考> 指定管理者選定基準

指定管理者選定基準

①第一次審查

①選定審査会は、最低基準を設定し、申請者からの提案内容が県教育委員会の求める要求水準を満たしているか否かの判断をします。最低基準は、選定委員会員1名の委員の絶対点500点のうち、最低基準を満たしていない場合、選定委員会において協議を行います。なお、各審査項目において低い評価であった場合には、最低基準を満たした場合であっても、選定委員会においてそれを取扱いについて審議を行います。

②第二次審査　上級審査員による審査。審査結果に基づき、審査員が審査報告書を作成する。

第一次審査を通過し

③最終審査・順位付け
候補者からの提案内容については、第一次審査による事業計画等の採点及び第二次審査でのヒアリングを経て、選定委員会での審議により順位を決定します。

10 審議会等の審議状況について(平成29年6月15日～平成29年9月14日)

1 三重県教育改革推進会議

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 第1回三重県教育改革推進会議 |
| 2 開催年月日 | 平成29年8月2日 |
| 3 委員 | 会長 山田 康彦 副会長 藤原 正範 委員 中田 雅喜 他7名(出席者計10名) |
| 4 諮問事項 | 命を大切にする教育について 英語教育について 教育ビジョンの重点取組をふまえ、今後、注力すべき取組として、「命を大切にする教育」と「英語教育」について審議しました。 (主な意見) (命を大切にする教育) ・命を大切にする心を育むため、犯罪被害者など当事者の話を聴く機会を設けたり、体験活動を行ったりすることは効果がある。福祉体験も小中学生のうちに経験しておくべきである。一方で学校教育だけでは全て解決することは難しいことを認識する必要がある。 ・講演会だけではなく、日々の学校教育活動全体の中に子どもたちの自己肯定感を高めるような取組を位置づけることが大切である。 ・自己肯定感を高める取組は1回限りでは大きな効果は期待できない。継続的、系統的な取組として進めていくことが大事である。 (英語教育) ・大企業だけでなく中小企業も海外への発信力を高めており、英語力が求められている。特に伊勢志摩における観光ビジネスでは英語力は極めて重要である。 ・早期からの英語教育の推進に賛成である。楽しみながら英語が身に付く取組は有効であり、学校でも子どもが興味あるものに英語を取り入れることが効果的である。 ・語学の習得は短時間で集中的に行つた方が効果がある。また、子どもたちのレベルに合わせて自学自習できる教材を導入すると効果がある。子どもたちは英語を話すことに恥じらいの意識をもっているので、そのような意識を払拭できるような環境づくりも重要である。 |
| 5 調査審議結果 | |
| 6 備考 | 次回開催予定：平成30年1月 |

2 三重県教員育成協議会

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 第1回三重県教員育成協議会 |
| 2 開催年月日 | 平成29年8月3日 |
| 3 委員 | 会長 杉浦 礼子 委員 大塚 英郎 他9名 (出席者計11名) |
| 4 諮問事項 | 教員育成指標の策定について |
| 5 調査審議結果 | <p>「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定に向けて、これから時代に教員が身につけるべき資質・能力等について協議しました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育は人なり」といわれるよう、子どもたちにとって教師の資質は非常に大きな影響を持つものである。いつの時代にも必要とされる、情熱、使命感、志、専門的知識、実践的指導力等に加え、からの教員には主体的課題解決能力、協働性、対人関係能力が求められる。また、校長にはマネジメント能力が必要となる。 ・教員には、保護者の不安や不満に耳を傾け寄り添う姿勢が求められる。また、教員が一人で抱え込むのではなく、先輩や上司に相談して解決するなど、学校が1つのチームとなって問題解決にあたる体制づくりが必要である。 ・求められる資質能力があまりに高いと教員になることをあきらめてしまう者も出てくる。指標は教員着任時に求められる最低限の資質能力を明確に示したうえで、経験を重ねるにつれ身に付けていくべき力をシンプルにわかりやすく定めるべきである。 ・教員自らが到達目標をチェックできるような仕組みづくりが必要である。また、自ら時間管理ができる人、子どもと向き合う中でワーク・ライフ・バランスを実現できる人が求められる。 ・現場の教員には組織として働く力が欠如している人もいる。学生時代に何かに特化して取り組んだ「やりきる力」を持っている人は強い。 |
| 6 備考 | 次回開催予定：平成29年10月16日 |

3 三重県地方産業教育審議会

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 第1回三重県地方産業教育審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成29年7月19日 |
| 3 委員 | 会長 中川 雅弘 副会長 村田 典子 委員 池村 均 他7名 (出席者計8名) |
| 4 諒問事項 | 「職業教育の充実・発展に向けた推進計画」の策定について |
| 5 調査審議結果 | <p>「職業教育の充実・発展に向けた推進計画」の策定に向けた審議を行いました。(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業学科では、農業従事者の高齢化が進んでおり、ICT等を活用した農業経営を学習していくのも良いのではないか。 ・6次産業化に対応できるよう、マーケティングも学ばせてほしい。 ・推進計画の取組内容について、職業学科を設置する学校と連携して進めていってほしい。 ・ものづくりの裾野を広げるために、コンテストへの参加以外の取組も検討してほしい。 ・情報学科の独自目標には、情報セキュリティだけでなくプログラミング等の内容も加えると良いのではないか。 ・水産関連の就職者が増加するよう、水産業の魅力を伝える取組を増やしてほしい。 ・全学科でインターンシップの数値目標が100%になっているが、実現できる体制づくりが必要である。 |
| 6 備考 | 次回開催予定：平成30年2月頃 |

4 三重県教科用図書選定審議会

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 第2回三重県教科用図書選定審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成 29 年 6 月 19 日 |
| 3 委員 | 会長 鶴原 清志 副会長 西 恵美子 委員 山北 哲 他 17 名 (出席者計 17 名) |
| 4 諒問事項 | 平成 30 年度に小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について |
| 5 調査審議結果 | 平成 30 年度に小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について、市町教育委員会等に対して指導、助言又は援助するための資料となる「平成 30 年度使用小学校用『特別の教科 道徳』教科用図書選定に関する参考資料（案）」について、審議を行いました。 審議の結果、参考資料（案）は、意見をふまえ、一部を修正することとし、承認されました。 (主な意見) ・「温かみのある」などの表現については、客観的な表現にした方がよいのではないか。 ・同じような意味や内容を表す語句や表現については、統一した方がよいのではないか。 |
| 6 備考 | 次回開催予定：平成 30 年 4 月 |

5 三重県文化財保護審議会

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県文化財保護審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成 29 年 8 月 9 日 |
| 3 委員 | 会長 櫻井 治男 副会長 坂井 秀弥 委員 林 良彦 他 14 名 (出席者計 17 名) |
| 4 質問事項 | 平成 29 年度三重県指定文化財の指定等に関する質問、審議について |
| 5 調査審議結果 | 県教育委員会から、平成 29 年度の文化財保護の取組状況について説明した後、新たに 2 件の有形文化財（書跡・考古資料）を県指定文化財とすることについて、質問を行いました。 これら 2 件の有形文化財の調査を進め、次回審議会で指定の可否について答申される予定です。 |
| 6 備考 | 次回開催予定：平成 30 年 1 月頃 |

6 三重県社会教育委員の会議

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県社会教育委員の会議 |
| 2 開催年月日 | 平成 29 年 7 月 19 日 |
| 3 委員 | 座長 東福寺 一郎 委員 伊藤 卓哉 他 5 名 (出席者計 7 名) |
| 4 諮問事項 | 地域学校協働活動を促進するために必要なことについて 平成 29 年度の審議テーマ「子どもの学びや活動を支える社会教育の推進」について審議し、地域学校協働活動を促進するために必要な県の取組等について意見をいただきました。 (主な意見) ・放課後子ども教室や学校支援地域本部のコーディネーターとして活動している人が、市町の枠を越えて情報交換や交流できる機会が必要である。 ・地域の社会教育の拠点である公民館の職員を対象として、地域と学校の連携・協働を進めるための能力の向上を目的とした研修も必要である。 ・社会教育委員には、今後学校へ入って、地域と学校の連携・協働を進めていく中心になるという役割をふまえた資質が必要となってくる。 ・大学や企業の地域貢献の取組を、学校への支援に活用できるような仕組みを作ると良いのではないか。 |
| 5 調査審議結果 | |
| 6 備考 | 次回開催予定：平成 29 年 11 月頃 |

7 三重県教育委員会指定管理者選定委員会

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 第1回三重県教育委員会指定管理者選定委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成29年6月30日 |
| 3 委員 | 委員長 時安 和行 委員 山下 謙一郎 他4名 (出席者計6名) |
| 4 諮問事項 | 指定管理者の選定方法、選定基準等について |
| 5 調査審議結果 | 平成30年3月31日に三重県立鈴鹿青少年センターおよび三重県立熊野少年自然の家の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者の募集を行うにあたり、募集要項、選定方法、選定基準等について審議しました。 選定基準に関して、専門職員の配置や利用者サービスなど事業実施に関する配点等について意見をいただきました。 |
| 6 備考 | 次回開催日：平成29年10月3日 |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 第2回三重県教育委員会指定管理者選定委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成29年8月3日 |
| 3 委員 | 委員長 時安 和行 委員 山下 謙一郎 他4名 (出席者計6名) |
| 4 諮問事項 | 指定管理者募集要項等について |
| 5 調査審議結果 | 募集要項、選定基準等について、主に第1回選定委員会において意見をいただいた点に関して審議を行い、決定されました。 また、今後の審査の充実を図るため、三重県立鈴鹿青少年センターおよび三重県立熊野少年自然の家の現地視察を行いました。 |
| 6 備考 | 次回開催日：平成29年10月3日 |